

長崎南部地域森林計画書

(長崎南部森林計画区)

計画期間

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 18 年 3 月 31 日

令和 7 年 12 月 17 日



本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、同法第4条第1項の全国森林計画に即して、長崎南部森林計画区に係る民有林について、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、施業の指針、土地の保全に関する事項等を明らかにするとともに、計画期間内における伐採、造林、林道開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。

なお、本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10か年間である。

目 次

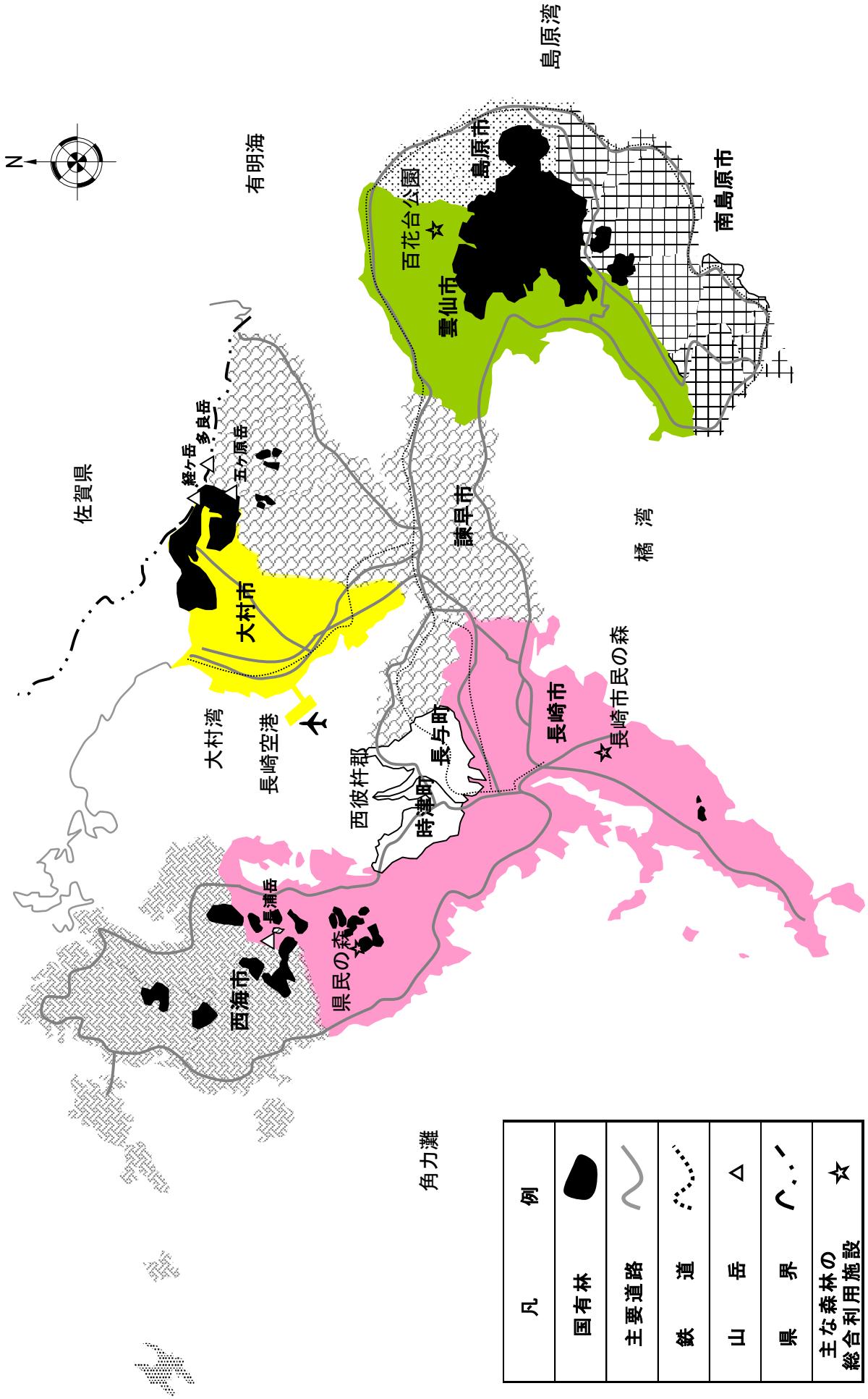
I 計画の大綱	
1 森林計画区の概況 -----	1
(1) 位置及び行政区域 -----	1
(2) 自然的背景 -----	1
(3) 社会経済的背景 -----	2
(4) 森林・林業の概況 -----	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価-----	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方-----	6
II 計画事項	
第 1 計画の対象とする森林の区域-----	11
第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	12
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	12
(1) 森林の整備及び保全の目標-----	12
(2) 森林の整備及び保全の基本方針 -----	12
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等-----	14
2 その他必要な事項-----	15
第 3 森林の整備に関する事項 -----	16
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） -----	16
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針-----	16
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 -----	17
(3) その他必要な事項 -----	17
2 造林に関する事項 -----	18
(1) 人工造林に関する指針-----	18
(2) 天然更新に関する指針 -----	19
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針-----	21
(4) その他必要な事項 -----	21
3 間伐及び保育に関する事項 -----	22
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 -----	22
(2) 保育の標準的な方法に関する指針 -----	22
(3) その他必要な事項 -----	23
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	24
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における 施業の方法に関する指針 -----	24
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 -----	25
(3) その他必要な事項 -----	25
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	28
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 -----	28
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方 -----	28
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 （路網整備等推進区域）の基本的な考え方 -----	29
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 -----	29

(5) 林産物の搬出方法等その搬出方法-----	30
(6) その他必要な事項-----	30
 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他 森林施業の合理化に関する事項-----	31
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び 森林施業の共同化に関する方針-----	31
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針-----	31
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針-----	31
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針-----	32
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針-----	33
(6) その他必要な事項-----	34
 第 4 森林の保全に関する事項-----	35
1 森林の土地の保全に関する事項-----	35
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区-----	35
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある 森林及びその搬出方法-----	35
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項-----	35
(4) その他必要な事項-----	35
2 保安施設に関する事項-----	36
(1) 保安林の整備に関する方針-----	36
(2) 保安施設地区の指定に関する方針-----	36
(3) 治山事業に関する方針-----	36
(4) 特定保安林の整備に関する事項-----	36
(5) その他必要な事項-----	36
3 鳥獣害の防止に関する事項-----	37
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針-----	37
(2) その他必要な事項-----	37
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項-----	38
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針-----	38
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）-----	38
(3) 林野火災の予防の方針-----	38
(4) その他必要な事項-----	38
 第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項-----	39
(1) 保健機能森林の区域の基準-----	39
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項-----	39
 第 6 計画量等-----	41
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積-----	41
2 間伐面積-----	41
3 人工造林及び天然更新別の造林面積-----	41
4 林道の開設及び拡張に関する計画-----	42

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画 -----	47
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	47
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 -----	48
(3) 実施すべき治山事業の数量 -----	49
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期 -----	50
第7 その他必要な事項 -----	51
1 保安林その他制限林の施業方法 -----	51
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概要 -----	61
(1) 市町村別土地面積及び森林面積 -----	61
(2) 地況 -----	61
(3) 土地利用の現況 -----	62
(4) 産業別生産額 -----	63
(5) 産業別就業者数 -----	63
2 森林の現況 -----	64
(1) 齢級別森林資源表 -----	64
(2) 制限林・普通林別森林資源表 -----	67
(3) 市町村別森林資源表 -----	68
(4) 所有形態別森林資源表 -----	70
(5) 制限林の種類別面積 -----	72
(6) 樹種別材積表 -----	73
(7) 特定保安林の指定状況 -----	73
(8) 荒廃地等 -----	74
(9) 森林の被害 -----	74
(10) 防火線等の整備状況 -----	74
3 林業の動向 -----	75
(1) 保有山林規模別林家数 -----	75
(2) 森林経営計画の認定状況 -----	75
(3) 森林組合及び生産森林組合の現状 -----	76
(4) 林業事業体等の現況 -----	77
(5) 林業労働力の概況 -----	77
(6) 林業機械化の概況 -----	78
(7) 作業路網等の整備の概況 -----	78
4 前期計画の実行状況 -----	79
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 -----	79
(2) 間伐面積 -----	79
(3) 人工造林及び天然更新別面積 -----	79
(4) 林道の開設及び拡張の数量 -----	79
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 -----	80
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積 -----	80
5 森林資源の推移 -----	81
(1) 分期別伐採立木材積等 -----	81
(2) 分期別期首資源表 -----	82
6 その他 -----	83
(1) 長崎県天然更新完了基準 -----	83
(2) 間伐指針表 -----	86

(3) スギ・ヒノキ施業体系図 -----	88
(4) 持続的伐採可能量 -----	92

長崎南部森林計画区の位置図



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名	
農 林 部 林 政 課	統 括	林 政 課 長	松 尾 尚 洋	県 央 振 興 局	農 林 部 副 部 長	古 藤 秀 明
		総 括 課 長 補 佐	村 木 康 孝		森 林 土 木 課 長	小 森 研 一
	森 林 管 理	参 事	土 橋 博 史		森 林 管 理 班 專 門 幹	野 本 幸 治
		係 長	寺 崎 太 志		係 長	上 間 千 鶴
		係 長	前 田 義 兼			久 保 完 二
	班	主 任 技 師	深 堀 悅 太 朗	島 原 振 興 局	林 務 課 長	石 川 元
		技 師	坂 本 こころ		林 業 班 專 門 幹	白 石 佳 夏
					主 任 技 師	坂 本 大 輔
					技 師	今 里 梓
					技 師	富 永 風 太

自 令和7年4月1日
従事期間
至 令和8年3月31日

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び行政区域

本森林計画区は、県の南西部に位置する長崎半島、西彼杵半島、県中央部および県南東部の島原半島の地域で、長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市、時津町、長与町の7市2町からなる。

区域面積は約1,633km²で、県土面積約4,131km²の約40%を占める県下最大の流域である。

(2) 自然的背景

① 地形

長崎半島、西彼杵半島は、中央部に主脈山系があり、標高は500m前後の低山性の山陵地域である。県中央部の多良山系には標高1,000m級の山々が佐賀県境に連なっている。島原半島には、中央部に普賢岳の噴火により新たに誕生し県下最高峰となった平成新山(1,483m)をはじめ、高い山々が見られる。

地形は、県中央部と島原半島に平野部と丘陵地帯が広がるが、それ以外は急峻な地形が多い。

河川は、長崎半島、西彼杵半島では延長も短く水量も少ない。県中央部には県下で最大の流域面積をもつ本明川をはじめ、多くの河川が流れ平野部を潤している。また、島原半島には雲仙岳を源とする多くの河川があり水量も豊富であるが、平成2年11月17日、198年ぶりにその雲仙・普賢岳が噴火し、火碎流、土石流等により島原市及び南島原市深江町等に甚大な被害をもたらした。

② 地質・土壤

長崎、西彼杵半島地域の地質は、長崎市を中心として、諫早市の一部、長与町、時津町に輝石安山岩が分布し、又、西海市的一部分には玄武岩が見られるが、大部分は緑色片岩及び黒色片岩を含有する結晶片岩である。西彼杵半島北部及び長崎半島には蛇紋岩が、西海市の離島及び長崎市の離島の大部分は古第3紀層の砂岩、頁岩の互層が分布する。

土壤は、火成岩を母体とする地帯では、土質が緻密な埴壌土で、雲母片岩地帯では砂壌土である。又、これらの土壤は全般的に一部の崩積土を除いて腐植層(A層)が浅く、潮風や季節風等風による影響で乾燥が強い。

県中央部地域の中腹以上は角閃石安山岩、輝石安山岩からなり、中腹から山麓にかけては、火山碎屑岩の凝灰角礫岩と玄武岩から構成されている。

島原半島地域は、雲仙岳を中心に西部及び東部の中腹以上は、黒雲母を含んだ角閃石安山岩からなり、中腹から山麓にかけては、角閃石安山岩の大礫を含んだ火山碎屑岩で構成されている。半島の南部は、砂礫、砂岩、泥岩の互層、輝石安山岩、凝灰角礫岩及び玄武岩で構成されている。

③ 気 候

一概に海洋性気候を呈し温暖多雨である。長崎地方気象台（長崎）における最近10か年間の観測結果によれば、年平均気温は17.9°C、年平均湿度は73%、年間降水量は2,100mmで、風向は西が多い。6月～10月は台風の進路にあたり多量の降雨を伴う強風にみまわれることがある。

標高678mに位置する雲仙岳特別地域気象観測所の最近10か年間の観測結果によれば、年平均気温は13.5°C、年平均湿度は83%、年間降水量は3,021mmで、風向は北東が多い。

（3）社会経済的背景

① 土地利用の現況

森林面積は、77,524haで県全体の32%である。森林率は47%で、県全体の59%より低い。森林のうち国有林は12,141ha(16%)、民有林は65,248ha(84%)と国有林率が16%と県平均の10%よりも高い。

また、耕地率は15%と県平均11%より高く、田・畠・樹園地とも県全体より高い。宅地、道路等その他の面積は61,125haで、全体の38%を占め県全体の28%より高い。

② 人 口

人口は、長崎市を中心に約827千人（令和6年12月1日現在）であり、県全体の66%を占めている。

また、人口密度は、県平均302人／km²の1.6倍に当たる506人／km²である。

③ 交 通

西彼杵半島では、国道202号が西海岸を、国道206号が東海岸を通り、それらと連絡する県道等が縦横に走っている。長崎半島では国道499号が西海岸沿いに、県道が東海岸沿いを走っている。

長崎市から県中央部にかけては、国道34号、57号、207号、251号及び長崎自動車道が東に延び、国道444号が大村市から佐賀県鹿島市へ多良山系を抜けるトンネルで通じている。

また、国道57号が島原半島の西海岸から半島中央部の雲仙を通り島原港を経由して海路三角へ、国道251号が島原半島の海岸沿いを一周している。

鉄道は、JR長崎本線が長崎市から諫早市を経由し鳥栖市まで、また、諫早市から

は大村線が佐世保方面へ、島原鉄道が島原半島の北部、東部を経て島原市まで連絡している。また、令和4年度に西九州新幹線の開業により、長崎～武雄温泉間のアクセスが大幅に向上し、沿線地域の活性化が進んでいる。

フェリー及び船舶は、長崎港から五島及び近隣の島々へ、多比良港からは熊本県長洲へ、島原港からは福岡県三池、熊本県熊本等へ運行している。また、近年は長崎港に海外の大型クルーズ船の寄港が増加している。

長崎空港は、本県の玄関口として、国際航路を始め、国内の主要都市及び県内離島を結ぶ重要な交通拠点となっている。

④ 地域産業の概況

令和2年の国勢調査によると、本森林計画区の就業人口は、県経済の中心地である長崎市を含むため県全体の65%と集中している。産業別にみると第1次産業が6%、第2次産業が19%、第3次産業は75%で過半数を占める。

令和4年度長崎県の市町村民経済計算によると、産業別生産額の割合は、第1次産業が2%、第2次産業が26%、第3次産業が72%となっている。第1次産業の内訳では農業83%、水産業13%、林業はわずか4%である。

林業総生産額は26億円で、長崎県の林業総生産額44億円の59%を占める。

(4) 森林・林業の概況

① 森林資源の状況

森林は77,524haで、うち民有林65,248ha(84%)、国有林12,141ha(16%)となっている。

民有林の人工林は30,660haで、天然林30,030ha、その他4,558haとなっており、人工林率が47%と県平均の42%よりも高い。

樹種別構成は、スギ11%、ヒノキ34%、マツ等針葉樹1%、ナラ類2%、その他広葉樹52%となっている。

蓄積は、人工林1,161万4千m³、天然林367万m³、総計1,528万4千m³で、県全体の32%を占めている。ha当たりの蓄積は、人工林379m³、天然林122m³となっている。

なお、年間成長量は人工林8万1千m³、天然林3千m³である。

人工林の齢級構成は11齢級をピークとして、4～9齢級(16～45年生)の面積が3,571ha(12%)あり、間伐等の森林整備が重要であるが、10齢級以上の面積も26,751ha(87%)となっており、利用可能な森林資源となっている。樹種別にみると、スギでは13齢級、ヒノキでは11齢級にピークがある。

所有形態別面積は、私有林が55,347ha(85%)を占め、その内訳は、個人有林40,216ha(72%)、林業公社2,035ha(4%)、共有林4,480ha(8%)等となっている。

一方、公有林は9,901ha(15%)であり、その内訳は県有林(県行造林を含む。)2,848ha(29%)、市町村有林(学校林を含む。)7,040ha(71%)となっている。

また、モウソウ竹林は1,226haである。

② 森林資源の推移

森林資源を令和2年度の数値と比較すると、民有林面積は65,210haが65,248haとなり、約38ha増加した。蓄積総数は、1,488万m³から1,528万m³となり、年々資源が増加している。

③ 伐採及び造林の動向

過去5年間の伐採材積量は、針葉樹で45万m³、広葉樹で2万4千m³であるが、人工林の伐採は、搬出間伐を主体に実施したが、前計画の前期（50万千m³）に比べ減少した。

過去5年間の造林実績は、年平均25haで、前計画期の年平均21haと増加している。

④ 林産物の動向

民有林における令和5年度のスギ・ヒノキの素材生産量は7万m³で県全体の40%を占めている。

また、令和5年の主な特用林産物の生産量は、生シイタケ 1,523トン（県全体の63%）、木炭 18トン（県全体の46%）となっている。

⑤ 林道の開設状況

令和6年度末の林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の路線数は227箇線、延長は425.0kmである。林道密度は6.5m／haで、県平均の6.4m／haと同程度である。

また、公道等を含む林内道路密度は28.8m／haで、県平均の23.9m／haに比べて高い。

⑥ 保安林の指定状況（実面積）

令和6年度末の指定面積は17,160haで、指定比率は、26%と県平均（23%）よりも高い。種類別内訳は、水源かん養保安林7,640ha(45%)、土砂流出防備保安林7,418ha(43%)などである。

平成12年度からは「ふるさと緑の生活環境基盤整備事業」により、水資源の確保、災害の防備、環境の保全を目的とした保安林の指定を進めている。

⑦ 森林組合の概況

計画区内の森林組合は、長崎市、諫早市、大村市、西海市及び西彼杵郡2町を区域とする長崎南部森林組合、島原市、雲仙市及び南島原市を区域とする雲仙森林組合の2組合である。

林産事業、加工事業を実施しているが、主たる事業は搬出間伐等の森林整備である利用事業である。なお、今後迎える本格的な主伐期に向けて、主伐、再造林にも取り組んでおり、森林施業の集約化並びに経営基盤の強化に一層努めている。

⑧ 自然公園等

自然公園法に基づき、雲仙岳を中心とした雲仙地域が雲仙天草国立公園、崎戸町平島地区が西海国立公園に指定されている。

また、長崎県立自然公園条例に基づく島原半島県立公園、多良岳県立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園、野母半島県立公園の指定がされている。

⑨ 野生動植物

本計画区は雲仙・多良山系を擁していることから、野生動植物が豊富である。

ほ乳類では長崎半島にキュウシュウジカが生息し、計画区全域にイノシシ、ノウサギ、イタチ、タヌキが見られ、多良山系の一部にはヤマネも生息する。このうち、イノシシについては農作物やタケノコの食害が、また、キュウシュウジカやノウサギについては林木の食害等が問題となっている。

雲仙・多良山系は森林性野鳥の繁殖地であり、オオルリ、キビタキ、センダイムシクイ、ヤブサメ等が生息している。諫早湾周辺は大規模な水鳥の渡来地で、カモ類が多数渡来し、ヨシ原には、ツリスガラ、オオジュリンなどが生息する。

植生では、一般的に低海拔丘陵地のシイ林域、比較的高地のアカガシ林域、アカガシ林の上方には雲仙・多良山系に見られるモミ林、さらにその上方には落葉樹林が広がる。特殊な立地の木本群落としては、雲仙の標高1,200m付近の岩崖に発達するヤマグルマ群落、多良岳・西彼杵半島山地のツクシシャクナゲ、雲仙のシロドウダン、多良岳のベニドウダン等が貴重である。

なお、雲仙岳の東斜面では、火碎流や火山性ガスなどの影響により、ヤマボウシ群落、ヤマグルマーヒカゲノツツジ群落、アカガシーミヤマシキミ群落、アカマツーヤマツツジ群落などが消失し、植生破壊を引き起こした。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

○ 計画と実行結果についての評価

主伐は、針葉樹では木材生産や転用に伴う伐採で計画比204%となり、広葉樹ではチップ生産や転用に伴う伐採で対計画比81%となり、全体としては対計画比162%と計画量を上回った。

間伐は、作業道開設と高性能林業機械の組み合わせによる搬出間伐を一層推進したが、対計画比70%と計画量を下回った。

(2) 間伐面積

○ 計画と実行結果についての評価

間伐面積は、林業従事者の高齢化や、主伐増加に伴う植栽・下刈り作業の増加等が

影響し、対計画比51%と計画を下回った。

(3) 人工造林、天然更新別の造林面積

○ 計画と実行結果についての評価

人工造林は、対計画比59%と計画量を下回ったが、これは苗木の生産体制の課題や、主伐にともなう植栽・下刈り作業の増加等が要因と考えられるため、苗木生産体制の支援や主伐後の保育等の機械化の推進が図られている。また、天然更新は、対計画比69%と計画量を下回った。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

○ 計画と実行結果についての評価

開設については対計画比8%、拡張については対計画比15%となり、いずれも計画を下回った。

(5) 保安施設の数量

① 保安林の指定又は解除の面積

○ 計画と実行結果についての評価

山地災害危険地区を主体として保安林の指定に努めたが、小面積箇所が多く、総数では対計画比30%と計画量を下回った。

② 治山事業

○ 計画と実行結果についての評価

長崎南部では人家・集落の裏山が急傾斜で山地災害発生の危険性が高いことから治山事業への要請が強く、災害を未然に防止するため積極的に整備を行ったが、保安施設の箇所数は対計画比45%と計画量を下回った。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 計画樹立の基本方針

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等のさまざまな機能発揮を通じて、県民生活と深く結びついている。

近年、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ公益的機能への期待が高まっており、県民の要請は高度化・多様化してきている。

本森林計画区の森林の現況をみると、民有林人工林の造成は約3万ha強に達し、その多くが木材資源として本格的に利用が可能となる段階を迎え、これら人工林から生産される県産材の安定的な供給への期待が高まっている。

また、これら人工林については、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、必要

な施業を適時、適切に行い、森林の健全性が確保されるようにしていくとともに県産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていくことが望まれる。

このような課題に応えていくためには、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応し、従来から進めてきた間伐に加え、利用可能な森林については主伐・再造林を推進し、資源の循環利用と平準化を図っていく必要がある。また、林地や生物多様性に配慮する観点から択伐等の実施や、天然生林の的確な保全・管理など、森林を健全な状態に育成し、県民ニーズを充足する森林として質的充実を図る必要がある。

さらに、平成31年4月に施行された森林経営管理法は、現に経営管理されていない森林について、市町が森林所有者に経営管理の意向を確認のうえ、経営に適する森林は民間の林業事業体へ仲介し、経営に適さない森林は市町が自ら森林整備を実施することとなった。このことから既存の制度で対応できなかった森林についても対応することが可能となり、森林資源の適切な経営管理の推進が期待されている。

また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する公益的機能のうち、発揮を期待する機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることも必要である。

なお、このとき、本森林計画区には多種多様な植物や動物が生息・生育していることから、それらを含む生態系の保全に配慮した施業を行うことが極めて重要であり、そのような施業を通じて生物多様性の保全と持続可能な社会の形成に寄与していく必要がある。

さらに、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、森林の癒し効果を活用した健康づくりの場、野外教育や環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全や花粉発生の抑制等の県民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

こうした森林整備の展開に当たっては、森林所有者への施業提案等による施業の集約化、路網と機械との組合せによる低コスト作業システムを計画的に実施し、林地生産力の高い高齢林分については主伐・再造林に取り組み、素材の計画的かつ安定的な供給体制を整えた上で、流通と加工の効率化等を関係者が一体となって取り組むことが必要である。

以上の認識のもとに、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により、全国森林計画（令和5年10月13日閣議決定）に即し、計画区内の国有林との連絡調整を図りつつ、次の事項について定めるものである

① 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する森林であって、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められる民有林を対象とする。

② 森林の整備及び保全に関する事項

ア 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための適切な森林施業を実施するため、機能ごとにその機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を明らかにするものとする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針は、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的な機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林整備及び保全の基本方針について定めるものとする。

③ 森林の立木竹の伐採に関する事項

ア 伐採立木材積は、森林資源の保続を図ることを基本とし、森林の有する木材等生産機能と県土保全、水資源の確保等の公益的機能との調和を保ちつつ、森林資源の構成状況、本森林計画区における森林資源の推移、森林作業道の開設状況、伐採傾向及び複層林の造成等により人工林の伐採年齢の多様化、長期化、齡級構成の平準化を図ること等を勘案し計画するものとする。

イ 立木竹の伐採に関する事項は、本森林計画区における気候、地形、地質、土壤その他の立地条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案し、立木の標準伐期齢及び立木の伐採（主伐）の標準的方法等市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めることとする。

④ 造林に関する事項

ア 造林面積は、本森林計画区における③により定める伐採立木材積に見合う伐採面積、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）、未立木地、その他造林すべき状態にある土地、過去の造林の傾向等を勘案して定めるものとする。

イ 造林に関する事項は、本森林計画区における気候、地形、土壤等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案し、市町村森林整備計画において人工造林に関する事項、天然更新に関する事項及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑤ 間伐及び保育に関する事項

ア 間伐立木材積は、③の伐採立木材積と同様の事項を勘案して定めるものとする。

イ 間伐及び保育に関する事項は、本森林計画区における既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、間伐面積、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑥ 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

本森林計画区における気候、地形、地質、土壤その他の立地条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林等の区域を定めるに当たっての基準を定めるほか、当該区域の施業の方法を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑦ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道の開設及び拡張（改良又は舗装をいう。）に関する計画、更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在並びにその搬出方法のほか、その他必要な事項として、林道・森林作業道の開設及び改良に関する基本的な考え方、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域の基本的な考え方及び路網の規格・構造についての基本的な考え方、その他必要な事項を定めるものとする。

林道の開設及び拡張に関する計画は、当計画区における利用すべき森林の状況、③から⑤までにより定める伐採立木材積及び間伐立木材積、造林面積、過去の林道の開設状況等を勘案して定めるものとする。

⑧ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針、森林経営管理制度の活用の促進に関する方針、森林施業の共同化に関する方針、林業に従事する者の養成及び確保に関する方針、作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針及び林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑨ 森林の土地の保全に関する事項

ア　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区を定めるものとする。

イ　土地の形質の変更に当たっての留意事項を定めるものとする。

⑩ 保安施設に関する事項

ア　保安林の指定については、保安林の配備状況等を踏まえ、保全対象等地域の実情を勘案し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の森林の有する公益的機能の確保及び向上を目的として計画するものとする。

イ　治山事業については、安全で潤いのある県土の保全、水源涵養機能の拡充強化、快適な生活環境の保全等、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として、山地治山及び保安林整備等の事業を計画するものとする。

⑪ 森林の保護等に関する事項

森林病害虫等の被害対策の方針、鳥獣による森林被害対策の方針、林野火災の予防の方針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑫ 保健機能森林の整備に関する事項

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑬ その他必要な事項

制限林の所在を明らかにし、その施業方法を定めるものとする。

II 計画事項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

(単位 面積 : ha)

区分	面積	備考
総数	65, 248. 28	
長崎市	20, 758. 99	
諫早市	14, 479. 15	
大村市	3, 602. 87	
西海市	11, 748. 31	
長与町	992. 45	
時津町	810. 48	
島原市	1, 033. 74	
雲仙市	6, 615. 86	
南島原市	5, 206. 43	

- 注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）の対象となる。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、長崎県農林部林政課、県央振興局、島原振興局とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりと定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮さ

せるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮する。また、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水と連携した国土強靭化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林G I Sの効果的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下記のとおり定める。

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

ととする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積 : ha 蓄積 : m³/ha)

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	30,512	30,496
	育成複層林	295	374
	天然生林	29,883	29,862
森林蓄積		252	212

注 1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 育成複層林は、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 天然生林は、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

2 その他必要な事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な施業方法を選択するとともに、樹種の選定、間伐保育等の適正な実施により、機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めることとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえて行うこととし、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を以下のとおり定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することができないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するものとする。

伐採の対象とする立木については、(2)に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、伐採後の更新を天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することができないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図るものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとする。

地 区	樹 種	施業体系	主伐の時期 (年)
長 崎	ス ギ	短伐期	5 0
		長伐期	7 0
南 部	ヒノキ	短伐期	5 5
		長伐期	8 0

(注) 長伐期施業とは標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を行うよう努めるものとするが、当面は下表により対応するものとする。

○標準伐期齢を示す基礎林齢

単位（年）

地 区	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
長崎南部森林計画区	3 5	4 0	3 5	4 0	2 0

(3) その他必要な事項

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、地域の実情に応じた伐採を行うものとする。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によるものとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。

（1）人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものとする。

区分	樹種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチョウ、その他有用針葉樹
広葉樹	クヌギ、コナラ、ツバキ、ケヤキ、ヤマザクラ、その他有用広葉樹

また、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 植栽本数

森林の確実な更新を図るため、立地条件、既往の造林方法等を勘案して、人工造林については、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数を適用するものとし、標準的な植栽本数は、下表のとおりとする。

樹種	植栽本数（本／ha）
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000

② 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。

なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行なう伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、作業の効率化・省力化に努めるものとする。

③ 植付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。

④ その他

シカによる苗木の食害を防止するため、人工造林地の周囲に防鹿ネットを張るなどの被害防止策を適切に講ずるものとする。なお、防鹿ネットを張る際は、ネットの上下から侵入されるおそれがないか十分に検討し、また張った後も適切に維持管理を行うものとする。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び皆伐による伐採に係るもので、人工造林により更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了するものとする。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

（2）天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況、気候、地

形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は（附）参考資料7 その他（1）長崎県天然更新完了基準（平成19年5月30日）の3に記載のとおりとする。

このうち、ぼう芽更新が可能な樹種は、将来高木となりうる広葉樹とする。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

① 期待成立本数及び天然更新すべき本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は16,000本／haとし、天然更新すべき立木の本数は5,000本／haとする。

② 天然更新補助作業の標準的方法

天然更新を、天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うものとする。

a 地表処理については、シダや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。

b 刈出しについては、シダなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。

c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

また、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる2年目頃に、根または地際部から発生しているぼう芽を、1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うことを定めるものとする。

③ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

長崎県天然更新完了基準の6に記載のとおりとする。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新を

すべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況等の観点から、天然下種及びぼう芽による方法では、更新の確保が期待できない森林とし、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠が鬱閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が鬱閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、経営目的により下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとする。また、施業の省略化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討する。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。

地 域	樹 種	施業体系	間伐時期（年）					間 伐 の 方 法
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
長 崎	ス ギ	短伐期	19	26	34	43		原則として、長崎県間伐指針表（短伐期）及び長伐期施業体系図（長伐期）のとおり ※（附）参考資料の7の(2)及び(3)
		長伐期	20	27	38	50		
西 彼	ヒノキ	短伐期	22	31	44			
		長伐期	20	28	38	52		
多 良	ス ギ	短伐期	16	21	27	34	42	原則として、長崎県間伐指針表（短伐期）及び長伐期施業体系図（長伐期）のとおり ※（附）参考資料の7の(2)及び(3)
		長伐期	20	28	36	50		
雲 仙	ヒノキ	短伐期	17	23	30	40		
		長伐期	20	30	42	54		

（注）間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとする。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	スギ	①	②	②	①	①	①	①	↔	①							
	ヒノキ	①	②	②	①	①	①	①	↔	①							
つる切	スギ							①	↔	①							
	ヒノキ								①	↔	①						
除伐	スギ										①	↔	①				
	ヒノキ											①	↔	①			

(注) 1 ①、②は、実施回数を示す。

- 2 下刈りは、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省略化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
- 3 つる切りは、下刈り終了後、除伐時に至るまでの期間に行い、繁茂の状況に応じてその都度行う。
- 4 除伐は、下刈り終了後、林冠が鬱閉する前の森林において、目的外樹種及び不良木を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために、森林の状況に応じて適時適切に行う。この場合、急激な環境変化が生じないよう配慮する。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し、育成する。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法は、下記により定める区域の基準及び施業の方法の指針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

（1）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分及び下記の例等を参考にして、第2の1の（2）の「森林の整備及び保全の基本方針」に基づき、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」又は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域を設定するものとする。

なお、この場合において、各公益的機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

（例1）「水源涵養機能」と関係が深い森林として、諫早市富川、大村市狸ノ尾、西海市大瀬戸町岩背戸・雪浦川、諫早市高来町轟渓流、雲仙市国見町奥山等のながさき水源の森などがある。

（例2）「山地災害防止機能／土壤保全機能」と関係が深い山地災害危険地区としては、長崎市鳴滝、島原市・有明町・南島原市深江町の水無川、中尾川、湯江川流域などがある。

（例3）「保健文化機能」と関係が深い地域としては、長崎市の中心部に位置し登山道や展望施設が整備されており、夜景や歴史的背景など文化的価値も高い長崎市稻佐山等がある。また、雲仙岳を中心とした豊かな自然環境と温泉地として、観光や保養の場として広く利用されている雲仙市小浜町雲仙などがある。

イ 森林施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、第2の1の（2）の「森林の整備及び保全の基本方針」及び別表「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小するものとする。

また、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行い、それ以外の公益的機能別施業森林については複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても、維持増進を図るべき公益的機能を発揮す

することができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

さらに、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図る場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。また、この区域のうち、林地生産力が高く、林道等からの距離が近いといった、林業経営に有利なエリアを、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定めるものとする。

なお、この場合において、(1)の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じて、1の「森林の立木竹の伐採に関する事項」に記載のとおり主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施並びに森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

別表「伐採の方法を定める必要がある森林の指定基準」

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。</p> <p>(イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。</p> <p>(ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一緒に優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>③ 自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一緒に優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な展望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）</p>

(注) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能及び風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

水質の保全又は水量の
安定的確保のため伐採の
方法を定める必要がある
森林

(水源涵養機能)

次の条件のいずれかに該当する森林

(ア) 地形について

- a 標高の高い地域
- b 傾斜が急峻な地域
- c 谷密度の大きい地域
- d 起伏量の大きい地域
- e 溪床又は河床勾配の急な地域
- f 掌状型集水区域

(イ) 気象について

- a 年平均又は季節的降水量の多い地域
- b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

(ウ) その他

大面積の伐採が行われやすい地域

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとめり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械の開発の進展状況等も考慮しながら、第3の5の(2)に示す効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道(林業専用道を含む。以下同じ)及び森林作業道を適切に組み合わせて整備する。

また、林道等の整備については、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

○ 基幹路網の現状

(単位 延長: km)

区分	路線数	延長
基幹路網	195	424
うち林業専用道	3	4

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次表のとおりとする。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの構築に当たっては、地形・地質、土質、森林の状態などの自然条件や森林の所有形態、経営方針、事業体の経営規模、木材加工産業の状態などの社会経済的条件等多くの因子を勘案する必要があるが、ある程度共通の条件を持つ地域において、目標とすべき典型的な作業システムを共有し、路網の整備と機械の導入をセットにして、地域関係者が一体的に取り組むものとする。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

(単位 路網密度 : m／ha)

区分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60以上	15以上
	架線系 作業システム	20以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	5以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤーダ、タワー・ヤーダ等を活用する。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域は、地形・地質の状況及び森林の機能別調査の「木材生産機能」に係る調査結果並びに(2)で示した傾斜に応じた路網密度水準に対する林班別現況路網密度の達成度の分布状況を勘案して設定するものとする。

この際、森林作業道の開設計画だけを先行させることなく、基幹路網と適切に組み合わせた開設について特に留意するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図るため、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9

月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知)及び森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、長崎県林業専用道作設指針及び長崎県森林作業道作設指針(平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知)に則り開設するものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)」を踏まえて、適切な搬出方法を設定するものとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法等を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外であって、土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる場合においては、地形、地質、土壤等の状況に応じて、搬出方法を車両系又は架線系か判断して設定するものとする。

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、本森林計画区内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進

放置された森林や不在村森林所有者が多い地域等にあっては、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を推進する。また、今後、間伐等の森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

イ 森林経営の委託の促進に対する普及指導体制の強化

施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進を図るため、市町、林業普及指導員、林業事業体等地域に密着した機関による森林所有者等に対する普及指導活動を強化するものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が必要かつ適當と認める場合において経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託することとし、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の経営体质強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる森林組合や認定事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき県の認定を受けた林業事業体）、及び意欲の能力のある林業経営体（意欲と能力のある林業経営体の選定要領（令和元年10月31日長崎県制定））等の林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、経営方針を明確化し、ICTを活用した生産管理手法の導入、生産性の向上等の事業の合理化等による組織・経営基盤の強化を図るなど、林業事業体の経営体质強化を推進するものとする。

イ 林業従事者の養成・確保

森林経営の受委託の推進による事業量の確保を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する協議・指導活動の推進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、山村の生活基盤、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善等に努めるものとする。

さらに、「林業労働力確保支援センター」が就業相談会の開催、技能・技術習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成を支援するとともに、女性が働きやすい職場環境の整備、障害者や外国人など雇用管理の適正化などの労働条件の改善等を図り、林業技能者の養成 及び確保を図るものとする。

加えて、生産性の向上や労働負荷の軽減、労働安全の確保のために、高性能林業機械の導入を促進し、また、提案型集約化施業の推進を図る森林施業プランナーをはじめとした人材養成の計画的かつ体系的な取組を推進するものとする。

ウ 林業後継者の育成

林業研究グループをはじめとする若手林業後継者の育成と活動の支援を通して、担い手の確保を図るものとする。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう、林業事業体との森林施業の共同化を推進し、効率的な施業の実施を図るとともに、ハランやシイタケ栽培等の多様な特用林産物生産等との複合経営の確立、生活環境の改善等に努めるものとする。

また、森林整備や特用林産物生産へ新規参入の意欲がある転・退職者、U・J・Iターン者等に対して就業体験等の参画支援を行うものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

持続可能な森林経営の確立ため、施業の集約化により、生産性の向上を図るとともに、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保に努め、目標林型に配慮した林内路網と一体となった高性能林業機械による新たな作業システムの導入を推進する。また、新たな高性能林業機械作業の普及PR、林業機械や路網作設オペレータの養成、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用化等、機械作業システム化を推進するための体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備に努めるものとする。

イ 機械作業システムの目標

高性能林業機械作業システムの導入に当たっては、本森林計画区の地形が複雑かつ急峻であることから、チェーンソー伐倒を基本とし、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムを選択するものとする。標準的な目標システムは次のとおりとする。

区分		機械作業システム	主要機械	備考
作業地 集中型	緩傾斜地	車輌系	<ul style="list-style-type: none"> ・ハーベスター→フォワーダ ・グラップル（ワインチ）→プロセッサー→フォワーダ ・スキッダ→プロセッサー→フォワーダ 	
	急傾斜地	架線系	<ul style="list-style-type: none"> ・タワーヤーダ（スイングヤーダ）→プロセッサー→フォワーダ 	

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

成熟してきた人工林資源を十分に活用するため、森林計画区を単位として、森林経営計画を基礎とする計画的な素材生産を推進し、また、共同出材等により原木の出荷量の拡大及び供給の安定化を図る。

今後、増加が予想される林地残材を含めた原木等の取扱いに対応していくため、原木流通の合理化や、生産現場での流通の改善を図るための山元土場や中間土場の整備に努めるものとする。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

イ 木材加工の合理化

建築物等への品質の確かな県産木材製品を低コストで供給していくため、乾燥や製材施設の整備やJAS認証取得の推進に努めるもとする。

また、非住宅建築物へのC L T等新たな木材需要の創出が見込まれているため、これらに対応した県内製材工場からのラミナ材等の安定供給体制の構築や県産木材を活用した製品開発等を推進するものとする。

さらに、製材及び丸太加工時に発生する端材、建設発生木材及び広葉樹材の利活用を図るために、チップ・オガ粉加工施設や発電利用、熱利用等を目的とした木質バイオマス利用施設等の整備を推進することとする。

ウ 県産木材の利用促進

公共建築物をはじめとする非住宅建築物等での木材利用を促進させるため、「脱炭素社会

の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき策定された長崎県建築物等木材利用促進方針（令和4年5月12日策定）及び市町の方針を踏まえ、建築物を整備しようとする施工主、建築士、建設業者、林業事業体、木材加工業者、県・市町の公共事業担当部署等関係者の合意形成を図り、木材利用に関する技術的なアドバイスを実施することとする。

（6）その他必要な事項

農山村の生活環境の整備は、都市部に比べ遅れており、人口減少や少子化の要因ともなっている。今後、生活に密着する集落間道路、用排水施設、教育福祉施設、公園・スポーツ施設・保養施設等の整備とともに、体験型・滞在型の余暇活動にふさわしい緑豊かな農山村景観が形成・維持された森林の整備に努めるものとする。

また、地域資源による定住環境の整備と所得の確保を図るため、特用林産物の生産振興を図るとともに資源の循環利用を進め、林業生産活動を促進し、経営の安定化を図るものとする。

さらに、地域住民や森林ボランティア等の多様な主体による森林資源の利活用等を進め、また、児童生徒の余暇活動の場となりうる里山林の整備や施設の整備を積極的に行うものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 (面積 : h a)

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
区 分	林 班			
総 数		15,376.00		
長崎市	備考欄に記入の保安林については、第7の1の「保安林その他制限林の施業方法」の森林の所在欄に掲げる林班とする。	4,207.27	水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止等の機能の維持向上のため、適切な管理及び指定施業要件に従った施業を行い、土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意する。	水源かん養保安林 2,482.94 土砂流出防備保安林 1,718.45 土砂崩壊防備保安林 5.88
諫早市		4,791.87		水源かん養保安林 2,405.25 土砂流出防備保安林 2,384.94 土砂崩壊防備保安林 1.68
大村市		773.47		水源かん養保安林 183.28 土砂流出防備保安林 572.82 土砂崩壊防備保安林 17.37
西海市		2,864.77		水源かん養保安林 1,766.60 土砂流出防備保安林 1,084.52 土砂崩壊防備保安林 13.65
長与町		18.38		水源かん養保安林 - 土砂流出防備保安林 14.05 土砂崩壊防備保安林 4.33
時津町		32.93		水源かん養保安林 - 土砂流出防備保安林 31.61 土砂崩壊防備保安林 1.32
島原市		295.11		水源かん養保安林 8.72 土砂流出防備保安林 285.65 土砂崩壊防備保安林 0.74
雲仙市		1,798.20		水源かん養保安林 653.85 土砂流出防備保安林 1,130.02 土砂崩壊防備保安林 14.33
南島原市		594.01		水源かん養保安林 139.67 土砂流出防備保安林 432.10 土砂崩壊防備保安林 22.24

(注) 1 面積欄は実面積である。

2 四捨五入のため、総数と一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けるものとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置等にあたり、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸水能や景観に支障を及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮するものとする。

また、盛土等に伴う災害の防止のため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守等の厳正な運用を行うものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保するものとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源のかん養又は災害の防備の目的を達成するために必要な治山事業を行う場合に、必要に応じて指定を行うこととする。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進するものとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、下記により定める区域の基準及び鳥獣害の防止の方法の方針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

（1）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

（2）その他必要な事項

（1）のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うものとする。

（1）森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壤等の自然的条件に適合したもの導入するものとする。

（2）鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、防鹿ネットや枝条巻き付けなどの自衛策に加えて、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングの結果を踏まえた捕獲や市町、森林組合、森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵やわなの設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進するものとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進するものとする。

（3）林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに森林の巡視等を通じ山火事予防に努めるものとする。

また、防火線、防火樹帯、保護標識等の設置及び地域住民等への普及啓発も併せて推進するものとする。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

（4）その他必要な事項

特になし。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、滝、渓谷、海岸線等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適當であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備及び森林の整備が行われる見込みのある区域について設定するものとする。

特に、多様な広葉樹が賦存し、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用し、今後、森林保健施設整備が予定され、入込み数の増大が見込まれる森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、抾伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うものとする。

なお、市町村森林整備計画においては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、

森林及び森林機能施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意するものとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間内（令和8～17年度の10年間）の計画数量等を以下のとおり定めるものとする。

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積 : 千m³)

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	904	797	107	244	137	107	660	660	—
うち前半 5年分	450	405	45	100	55	45	350	350	—

2 間伐面積

(単位 面積 : ha)

区分	間伐面積
総 数	7,600
うち前半 5年分	4,000

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

区分	人工造林	天然更新
総 数	650	376
うち前半 5年分	250	186

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 市町村別総括表

(単位 延長 : km)

区 分 市 町 村	開 設					拡 張		
	種 類	区 分	箇 所 数	延 長		箇 所 数	延 長	
総 数	自動車道	林業専用道 林 道 計	箇線 [2] 16 2 4.9 18	25.4 30.3	改良・舗装	箇線 [78] 79	139.2	
県央振興局 管 内	自動車道	林業専用道 林 道 計	箇線 [2] 13 2 4.9 15 27.3	22.4 4.9 27.3	改良・舗装	箇線 [78] 79	139.2	
長崎市	"	林業専用道 林 道 計	箇線 2 6.7 1 2.9 3 9.6	"		25	63.4	
諫早市	"	林業専用道 林 道 計	箇線 5 9.1 1 2.0 6 11.1	"		22	37.0	
大村市	"	林業専用道 林 道 計	箇線 1 2.5 - - 1 2.5	"		16	22.6	
西海市	自動車道	林業専用道 林 道 計	箇線 5 4.1 - - 5 4.1	"		12	12.8	
時津町	-	-	箇線 - -	改 良		4	3.4	
島原振興局 管 内	自動車道	林業専用道 林 道 計	箇線 3 3.0 - - 3 3.0	"		-	-	-
雲仙市	"	林業専用道 林 道 計	箇線 3 3.0 - - 3 3.0	"		-	-	-
内訳	前 期			8.1				5.7
	後 期			22.2				133.5
	計			30.3				139.2

注1 []は実路線数である。

2 前期は令和8年度～令和12年度、後期は令和13年度～令和17年度である。

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

イ 市町村別明細表

(単位 延長 : km 面積 : ha)

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延及箇所	長びき数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道			総 数	18 箇線			5 箇線 8.1		
"	"			県央振興局管内	15 箇線	30.3 27.3		3 箇線 6.1		
"	"	長崎市		計	3 箇線	9.6		1 箇線 2.9		
"	"	林業専用道	"	芒塚		3.7	100		2	
"	"	林業専用道	"	矢筈		3.0	106		4	
"	"	林道	"	内敷		2.9	74	○	93	
"	"		諫早市	計	6 箇線	11.1		1 箇線 2.0		
"	"	林業専用道	"	平成高岩		3.5	56		5	
"	"	林道	"	丸尾2号		2.0	55	○	6	
"	"	林業専用道	"	平田		1.5	115		7	
"	"	林業専用道	"	折尾		1.4	30		8	
"	"	林業専用道	"	広川良		1.5	35		9	
"	"	林業専用道	"	又木林		1.2	25		10	
"	"		大村市	計	1 箇線	2.5		箇線		
"	"	林業専用道	"	久良原		2.5	33		100	
"	"		西海市	計	5 箇線	4.1		1 箇線 1.2		
"	"	林業専用道	"	東岳		0.9	37		11	
"	"	林業専用道	"	綿打		1.0	50		12	
"	"	林業専用道	"	瀬戸山		0.6	50		13	
"	"	林業専用道	"	横尾		0.4	70		14	
"	"	林業専用道	"	中浦南		1.2	40	○	16	
"	"			島原振興局管内	3 箇線	3.0		2 箇線 2.0		
"	"		雲仙市	計	3 箇線	3.0		2 箇線 2.0		
"	"	林業専用道	"	吾妻牧ノ内仁田		1.0	31	○	96	
"	"	林業専用道	"	本川内線		1.0	36	○	98	
"	"	林業専用道	"	野田道2号		1.0	35		99	

つづき

(単位 延長 : km 面積 : ha)

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延及箇所	長 び 数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張				総 数	79 箇線 139.2			4 箇線 5.7		
"				県央振興局管内	79 箇線 139.2			4 箇線 5.7		
"		長崎市		計	25 箇線 63.4					
" 改良・舗装			"	大崎		12.4	576		15	
" "			"	小江		3.1	131		17	
" "			"	唐八景		5.1	141		18	
" 改良			"	加勢首		4.8	149		19	
" 改良・舗装			"	小ヶ倉		0.6	36		20	
" "			"	大山		4.2	131		21	
" 改良			"	木下		0.2	29		22	
" "			"	堤平		0.8	76		23	
" 改良・舗装			"	上浦		1.4	77		24	
" "			"	現川		1.8	33		25	
" "			"	宮摺		3.8	95		26	
" "			"	普賢岳		3.6	137		27	
" 改良			"	朝古場		0.4	57		28	
" "			"	新戸町		0.7	11		29	
" 改良・舗装			"	船石岳		1.9	59		30	
" "			"	小次郎		2.0	68		31	
" "			"	小江原		1.0	32		32	
" "			"	日見金毘羅		0.9	45		33	
" "			"	松本		0.8	60		34	
" "			"	大牧		5.6	174		35	
" "			"	浦山		0.6	55		36	
" "			"	土佐賀山		2.5	123		37	
" "			"	大崎(香焼)		0.9	45		38	
" "			"	木場		0.8	70		39	
" "			"	権現		3.5	106		40	
"		諫早市		計	22 箇線 37.0			3 箇線 4.7		
" 改良・舗装			"	椿原		1.5	95		41	
" "			"	犬首下		1.3	37		42	
" "			"	笹原		0.4	4		43	
" "			"	湯野尾下		1.8	6 ○		44	
" 改良			"	朝古場		0.7	67		45	

つづき

(単位 延長 : km 面積 : ha)

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延及箇所	長 び 数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張	舗装		諫早市	西川内		3.5	135		46	
"	改良		"	多良岳横断		3.3	2,307		47	基幹
"	改良・舗装		"	善住寺		2.0	87		48	
"	"		"	平田		1.6	115		49	
"	"		"	落合		3.0	101		50	
"	"		"	砥石川		4.7	164		51	
"	舗装		"	笹原		0.5	35		43	
"	改良		"	丸尾		3.0	93		53	
"	改良・舗装		"	犬木		2.0	101		54	
"	舗装		"	八天岳		0.5	33		55	
"	改良		"	炊小屋		1.0	71	○	56	
"	改良		"	烽火山		1.0	33		57	
"	改良・舗装		"	鳥越		0.8	123		58	
"	舗装		"	山の神		1.2	40		59	
"	"		"	山の神谷		0.5	36		60	
"	"		"	荷揚		0.8	30		61	
"	改良		"	折山		1.9	58	○	100	
"		大村市	計	16箇線 22.6						
"	改良・舗装		"	重井田		1.0	15		62	
"	"		"	落水		0.2	27		63	
"	"		"	青椎支線		0.7	12		64	
"	"		"	野岳		1.1	34		65	
"	"		"	上園		2.0	114		66	
"	"		"	鰐口石		2.0	38		67	
"	"		"	五太郎支線		2.0	58		68	
"	"		"	多良岳横断		1.8	4,467		69	基幹
"	"		"	城ノ平		1.7	40		70	
"	"		"	城田		2.0	32		71	
"	"		"	後藤原		0.9	31		72	
"	"		"	高良谷		1.5	44		73	
"	"		"	笠山		0.9	14		74	
"	"		"	井手ノ平		0.9	19		75	
"	"		"	陣屋		1.4	87		76	
"	舗装		"	上平原		2.5	64		77	

つづき

(単位 延長 : km 面積 : ha)

開設拡張別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延及箇所	長び数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張			西海市	計	12箇線	12.8		1箇線	1.0	
"	改良・舗装		"	合戦場		2.5	39		78	
"	"		"	三尾口谷		1.0	34		79	
"	舗装		"	琵琶ノ首		0.9	30		80	
"	改良		"	山伏谷		2.6	81		81	
"	舗装		"	柴山		0.1	35		82	
"	改良・舗装		"	藤原		0.7	382		83	
"	舗装		"	奥浦前ノ平		1.7	69		84	
"	改良・舗装		"	河通		0.7	71		85	
"	改良		"	小麦		0.1	88		86	
"	改良・舗装		"	奥ノ湯田		0.7	41		87	
"	"		"	平河内		0.8	57		88	
"	"		"	西彼杵半島線		1.0	2,365	○	94	起点:琴海町、終点:西海町 基幹 国有林調整:有
"			時津町	計	4箇線	3.4				
"	改良		"	扇谷		0.9	40		89	
"	"		"	荒平		0.4	50		90	
"	"		"	左底		1.9	31		91	
"	"		"	日並		0.2	30		92	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積 : ha)

保安林の種類	面積	備考	
		うち前半5年分	
保安林総数(実面積)	20,317	19,829	
水源涵養のための保安林	7,709	7,709	
災害防備のための保安林	10,009	9,521	
保健、風致の保存等のための保安林	2,599	2,599	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積 : ha)

指定 解除 別	種類	森 林 の 所 在		面 積 ha	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備 考
		市	町 村				
指 定	災 害 防 備	長崎市	黒崎牧野 (6036)	7	7	水源のかん養・土砂の流出の防備	
			長浦町 (7027)	7	7	"	
			戸根町 (7040)	5	5	"	
			神浦 (6035, 6037, 6048, 6011, 6012, 6014, 6016)	35	35	土砂の流出の防備	
			神浦 (6035, 6037)	20		水源のかん養・土砂の流出の防備	
			式見 (109, 110, 111)	32		土砂の流出の防備	
			大木場 (237)	10		土砂の崩壊の防備	
			多以良 (228)	15		土砂の流出の防備	
			川原 (5001)	12		"	
			上黒崎 (6038, 6040, 6041)	69		干害の防備	
			宮摺町 (16)	10	10	土砂の流出の防備	
			宮摺町 (17)	16	16	"	
		諫早市	目代 (68)	6	6	水源のかん養・土砂の流出の防備	
			土師野尾 (26, 27, 28, 44)	25	25	土砂の流出の防備	
			土師野尾 (26, 27, 28)	15	10	"	
			御手水観音 (120)	15		"	
			富川 (86)	13		土砂の流出の防備	
			大場町 (121)	87		干害の防備	
			長野 (8~11)	20		土砂の流出の防備	
			目代 (66)	30		"	
			経塚 (3013)	10		"	
			上木裏 (5002)	17		"	
			里 (3002)	2		"	
			小長井町古場 (5038)	0	0	土砂の流出の防備	
		大村市	城田 (15)	14	14	土砂の流出の防備	
			菅無田 (16)	10		"	
			菅無田 (16)	20		"	
			大原 (5)	17		土砂の流出の防備	
			大里町 (36, 37)	25		"	
			中岳町 (6)	9	9	"	
			陰平 (39)	10		土砂の流出の防備	
	西海市	西海市	西彼町 (3, 25, 39)	9	9	水源のかん養・土砂の流出の防備	
			雪浦 (4030, 4067, 4077, 4078)	22	22	土砂の流出の防備	
			雪浦幸物郷 (4085)	1	1	"	
			平山 (17)	15		"	
			八木原 (30)	14		"	
			大串 (24~26)	20		干害の防備	
			多以良外郷 (4012)	9	9	土砂の流出の防備	
			小迎 (39)	1	1	"	
			大瀬戸町雪浦河通郷 (4062)	0	0	"	
			計	678	190		

指定解除別	種類	森林の所在		面積 ha	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)				
	総数			18	18		
解除	水源涵養	高浜町 (4009, 4010)		1	1	指定理由の消滅	
		長崎市 上黒崎町 (6035, 6037)		1	1	"	
		本河内3丁目 (214)		1	1	"	
		諫早市 白木峰町 (104~107)		1	1	"	
		富川町 (103)		0	0	"	
		西海市 西海町中浦南郷 (1057)		1	1	道路建設	
		西海町中浦北郷 (1046)		1	1	"	
		西海町木場郷 (1, 3, 4)		1	1	指定理由の消滅	
		計		7	7		
除	災害防備	竿浦町 (158)		1	1	指定理由の消滅	
		現川町 (77)		1	1	"	
		星取1丁目 (177)		1	1	"	
		長崎市 白木町 (217)		1	1	"	
		琴海戸根原町 (7030)		1	1	"	
		中里町 (99, 100)		1	1	"	
		茂木町 (25)		0	0	"	
		琴海戸根原町・長浦町 (30)		0	0	道路建設	
		本野町 (94, 95)		1	1	指定理由の消滅	
		諫早市 小長井町川内 (5034)		1	1	"	
		富川町 (103)		0	0	"	
		湯野尾町 (89)		1	1	"	
		長与町 平木場郷 (17)		1	1	"	
		時津町 西時津 (1)		0	0	"	
		元村郷 (5)		0	0	道路建設	
		南島原市 口之津町丁字寺脇 (5)		0	0	道路建設	
		加津佐町丁字立木山 (11)		0	0	"	
		計		10	10		
保健、風致	長崎市	琴海戸根町 (7040)		1	1	指定理由の消滅	
		茂木町 (25)		0	0	"	
		計		1	1		

注：1 前期は令和8年度～令和12年度、後期は令和13年度～令和17年度である。

2 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積 : ha)

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養				1,500	1,000
災害防備				1,500	1,000
計				3,000	2,000

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

森林の所在		治山事業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	林 班
市町村	区域	うち前半5年分			
長崎市	宗津	1	1	渓間工	5, 6, 7, 9
	三川	1	1	渓間工・山腹工	238
	山明	1	1	渓間工・山腹工	4008
	古里	1	1	渓間工	4010
	宮摺	1	1	渓間工	16, 17
	虹ヶ丘	1	1	山腹工	255
	茂木	1	1	山腹工	25
	赤松	1	1	山腹工	75
	昭和町	1	1	渓間工・山腹工	265
諫早市	その他後期	2			
	宮園	1	1	渓間工	96
大村市	その他後期	1			
	中岳	1	1	渓間工	8
	原町	1	1	山腹工	23
	久良原	1	1	渓間工	6
	古松	1	1	山腹工	37
	五太郎	1	1	渓間工・山腹工	7, 18
西海市	その他後期	1			
	奥浦	3		地すべり	4070, 4072, 4073
	松島	1		山腹工	4045
	福島	1		山腹工	4023
	本郷	1		山腹工	3002
	馬込	1	1	山腹工	2004
	百合ヶ丘	1	1	渓間工	2005
長与町	その他後期	1			
	大迫	1	1	山腹工	5
	丸田谷	1	1	山腹工	9
	南田川内	1	1	山腹工	9
時津町	その他後期	1			
	坂口	1	1	山腹工	10
	田下	1	1	山腹工	1
	その他後期	1			
県央地区 計		35	22		

森林の所在		治山事業 施 行 地 区 数	うち前半5年分	主 工 な 種	林 班
市町村	区域				
島原市					
	その他後期	0			
雲仙市	古湯	1	1	山腹工	017
	小地獄	1	1	渓間工・山腹工	019
	目附石	1	1	山腹工	5014
	白新田	1	1	山腹工	4007
	尾茂田	1	1	森林整備	016
	松原	1	1	森林整備	016
	桂迫	1	1	山腹工	007
	その他後期	5			
南島原市	内野	1	1	渓間工	7003
	大抜	1	1	地すべり	1006
	権田	1	1	山腹工	005
	白浜	1	1	森林整備	1001
	坂下	1	1	山腹工	028
	その他後期	5			
島原地区 計		22	12		
合 計		57	34		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方 法	
	市町村	区 域		伐採方 法	その 他
水源 かん 養 保 安 林 1 号	長崎市	1~6, 9, 15, 50, 76, 77, 79, 81, 82, 84~87, 92, 154~160, 176, 185~194, 201~206, 208~216, 4005, 4009, 4010, 4024, 6015~6019, 6023, 6024, 6035, 6037, 6038, 6048, 7013, 7015~7021, 7024~7030, 7037, 7038, 7041, 7042, 7044, 7046, 7047, 7049, 7050	2482.94	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐）。 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、20ha以下とする。 4 択伐率は30%（※40%）以下とする 5 伐期齢は、市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。 6 間伐については、その森林の立木の材積の10分の2（※3.5）を越えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下まわったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	1 植栽方法は満1年以上の苗を、おおむね、1ha当たり、3,000本（※伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数）以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2 期間は、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3 植栽によらなければ、的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとし、植栽に係る樹種は保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができるもの（※樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種）を植栽するものとする。
	諫早市	15, 26, 73~81, 83, 85~87, 102~109, 114, 115, 120, 123, 126, 3009, 4015~4023, 4042~4044, 4050, 4051, 4055	2405.25		
	大村市	1, 3, 10, 12, 20~22, 25~28, 32	183.28		
	西海市	4, 6, 7, 10, 12, 14, 1001~1005, 1044~1053, 1055~1058, 1060~1062, 1064~1068, 1070, 2004, 2005, 2010, 2011, 2013, 4001, 4005~4008, 4010~4012, 4015~4018, 4020, 4027, 4030~4032, 4034~4036, 4038, 4048, 4056, 4069, 4072~4074, 4080, 4081, 4090	1766.60		
	島原市	18	8.72		
	雲仙市	4~10, 12, 15, 18~20, 24, 1002, 1010, 2015, 2017, 5007, 5017, 5020	653.85		
	南島原市	1001, 4009, 4011, 4012, 4017, 4023, 7006, 7012	139.34		
計			7640.31		

（注）※は平成14年度以降に指定されたもの、及び指定施業要件の見直しに伴う変更手続を行ったものに限る。

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防備保安林 2号	長崎市	1, 5, 6, 7, 9~11, 13, 14, 16, 22, 37, 38, 51, 53, 55, 58, 59, 75, 77, 79~82, 85, 86, 90~92, 96~99, 107, 116, 132, 134, 135, 145, 153, 158, 173, 174, 177, 178, 184, 197~201, 204, 207~218, 222, 223, 225, 228, 230~239, 242~245, 247~249, 251~256, 258~261, 265, 266, 270, 272~274, 281, 283, 285~287, 4025, 5019, 6010~6012, 6020, 6024, 6027, 6035, 7023~7027, 7030,	1718.45	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれが認められる森林にあっては禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。 5 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	4, 51~53, 64, 86~89, 92~95, 100~103, 109~11, 3, 115~119, 121, 1001, 1002, 1010, 1012, 1022, 1027, 1029, 2003~2005, 2008, 2009, 2014~2016, 3002, 3003, 3006, 3010, 4002~4015, 4019, 4024, 4025, 4027, 4028, 4030, 4031, 4036~4046, 4048, 4049, 4054, 4055, 5005, 5006, 5009, 5011, 5013~5015, 5018, 5024, 5029~5040	2384.94		
	大村市	1, 4~9, 11, 14, 16~22, 24, 26~28, 32	572.82		
	西海市	1003, 1025, 1053, 2012, 3002, 3003, 4013, 4016, 4025, 4029~4031, 4034, 4048, 4051, 4053, 4054, 4056~4059, 4061~4068, 4072~4074, 4076, 4077, 4079~4082, 4084, 4086~4088	1084.52		
	長与町	5, 21, 22, 25, 28	14.05		
	時津町	4, 5, 9	31.61		
	島原市	2~10, 16~18, 1001, 1005~1007	285.65		
	雲仙市	2, 3, 5~15, 17, 19, 22, 1003, 1007, 1011, 1012, 2001, 2002, 2012, 4001~4003, 4005~4007, 4009, 4010, 4012, 4013, 4016~4018, 5001, 5003, 5004, 5009, 5012, 5019, 5020, 5022, 5028~5034	1130.02		

単位(面積:ha), 区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他の
土砂流出防備保安林 2号	南島原市	4, 5, 10, 11, 13~15, 17, 1002~1006, 2004~2006, 2012, 2013, 2017, 3022, 3025, 3027, 3031, 3032, 3033, 4003, 4011, 4017, 4021~4024, 5001, 5004, 5008, 5013~5015, 6001~ 6003, 7001~7006, 7012	432. 10	前述のとおり	
	計		7654. 15		
土砂崩壊防備保安林 3号	長崎市	25, 31, 82, 92, 132, 233, 273, 274,	5. 88	1 保安施設事業の施行地で 地盤が安定していないもの その他伐採すれば著しく土 砂が崩壊するおそれがある と認められる森林にあって は禁伐。 2 その他の森林にあっては 択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐 率については、1号指定に 同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	3002, 5035	1. 68		
	大村市	4, 5, 10, 12, 14, 22, 23, 27, 40, 44	17. 37		
	西海市	39, 1007, 2002, 2012, 2013, 3002, 4019, 4023, 4024, 4038, 4043, 4051, 4072	13. 65		
	長与町	2, 9, 17	4. 33		
	時津町	1, 10	1. 32		
	島原市	15	0. 74		
	雲仙市	4007, 5009, 5012, 5017, 6001	14. 33		
	南島原市	1, 5, 8, 9, 16, 18~20, 1001, 1003~1005, 2007, 3008, 3009, 3016, 3027, 3028, 4013, 4014, 4024, 4026, 7001	22. 24		
	計		81. 54		
飛砂防備保安林 4号	長崎市	4025	0. 23	1 林況が粗悪な森林及び伐 採すればその伐採跡地にお ける成林が著しく困難にな るおそれがあると認められ る森林にあっては禁伐。 2 その他地表が比較的安定 している森林にあっては伐 採種を定めない。 3 その他の森林にあっては 択伐。 4 択伐率及び伐期齢は3号 指定に同じ。	1号指定に同じ
	計		0. 23		

単位(面積:ha), 区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他の
防風保安林 5号	長崎市	4025, 6021	3.30	1 林帯の幅が狭小な森林(おおむね20m)その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐。(その程度が特に著しいと認められるもの(林帯が10m未満)にあっては禁伐)。 2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、2号指定に同じ。 4 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	2007, 3005	3.13		
	大村市	1	0.41		
	西海市	1025, 1027, 2008, 2010, 2011, 3003, 4023, 4045, 4051	22.09		
	島原市	15	14.07		
	雲仙市	1, 3, 16, 1006, 4016, 5002, 5003	9.00		
	南島原市	20, 1001, 5010, 6001, 6004	7.36		
	計		59.36		
潮害保安林 7号	諫早市	2007	3.13	1 林況が粗悪な森林及び伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	西海市	4052	6.28		
	島原市		0.08		
	雲仙市	1001, 2003, 2004	2.88		
	計		12.37		
	計		12.37		
干害防備保安林 8号	長崎市	65, 163, 164, 5013, 5014, 5015, 5018, 5019, 6001, 6005~6008, 7027, 7043, 7052, 7056	377.51	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐)。 2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。 4 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	23~26, 29, 49, 50, 52, 114, 116 117, 2005, 2010, 5004, 5006 5019, 5030, 5039	300.98		
	大村市	2, 19, 42	52.29		
	西海市	2~6, 9, 10, 57, 2008, 2010, 3003, 4021	239.73		
	雲仙市	4007, 4008, 5006, 5007, 5010, 5011, 5015, 5016	223.25		
	南島原市	3002, 4008, 4012, 4016~4018, 4020, 4022~4024	395.89		
	計		1589.65		
	計		1589.65		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他の
落石防止保安林 12号	長崎市	69	5.28	1 緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては択伐。 2 その他の森林にあっては禁伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	1014, 3002	3.13		
	西海市	2005, 4023, 4025, 4038	11.53		
	雲仙市	4013, 5002, 6001	4.22		
	南島原市	3, 5, 18, 19, 2010, 2012, 3003, 3005, 3007, 3008, 3016 4004	28.63		
	計		51.84		
魚つき保安林 14号	長崎市	7, 8, 18, 25, 40, 119, 138, 275, 1002, 1003, 4012, 4014 4025, 5002, 5008, 5014, 6002, 6026, 6044, 6047, 7001, 7004, 7005	34.76	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	大村市	1	0.41		
	西海市	38, 48, 65, 68, 1012, 1027, 2001, 2002, 3002, 3003, 4022, 4041	18.02		
	長与町	1, 8	6.01		
	時津町	8	4.10		
	雲仙市	6001, 6004, 6009	3.56		
	南島原市	20, 2019	13.34		
	計		80.20		
航行目標保安林 15号	長崎市		1.24	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	3014, 5008	9.51		
	西海市	4011	0.68		
	時津町	1	0.20		
	南島原市	1001	0.24		
	計		11.87		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
保健 保 安 林 16 号	長崎市	189, 190, 198, 199, 207～ 209, 6014, 6015, 6048, 7030 7040	326.78	1 伐採すればその伐採跡地 における成林が著しく困難 になるおそれがあると認め られる森林にあっては禁伐。 2 地域の景観の維持を主た る目的とする森林のうち、 主要な利用施設又は展望点 から視界外にあるものにあ っては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては 択伐。 4 伐採できる面積は、2号 指定に同じ。 5 択伐率、伐期齢及び間伐 率については、1号指定に 同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	83, 85, 102, 103, 109～113, 2007, 4012, 4014～4023, 4040～4042, 4045～4049, 4053, 5001	1553.31		
	大村市	26	16.10		
	西海市	2004, 2005, 2010～2013, 4023, 4031, 4041, 4045, 4066, 4074, 4077, 4090	225.52		
	島原市	10, 1005, 1006	119.85		
	雲仙市	19, 20, 1002, 2001, 2002, 5001, 5003, 5020	220.39		
	南島原市	20, 1001, 1002, 1006	36.95		
	計		2498.9		
風 致 保 安 林 17 号	長崎市	218	2.32	1 風致の保存のために特に 必要があると認められる森 林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては 択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐 率については、1号指定に 同じ。	1号指定に同じ
	南島原市	1002	5.31		
	計		7.63		
国 立 公 園 特 別 保 護 地 区	島原市	10	7.87	禁伐とする。	
	計		7.87		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他の
国立公園第1種特別地域	雲仙市	5017～5019	54.47	1 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木抾伐法を行うことができる。 2 伐期齢 単木抾伐による伐期齢は市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする。 3 択伐率 現在蓄積の10%以内とする。	
	計		54.47		
国立公園第2種特別地域	西海市	3005～3007, 3009～3013	168.99	1 伐採種 抾伐とする。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。	
	島原市	10, 12	12.56	2 伐期齢 市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。	
	雲仙市	9, 21, 24, 1002, 4011～4013 5006, 5011, 5015～5021, 5029～5032, 5034～5036, 6010	565.23	3 択伐率及び伐採面積 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐による場合の一伐区当りの面積は、2ha以内とする。 ただし疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道・歩道・集団施設地区・単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。	
	南島原市	3001, 3002, 3010, 3011, 3013, 3026, 3032, 3033, 4008, 4010, 4017, 4018, 4023, 4024, 5004～5006, 5014, 5015, 6003, 7002～ 7004, 7013	482.66	(3) 国立公園計画にもとづく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地・薪炭林を除く）は、原則として単木抾伐法によるものとする (4) 皆伐による場合の伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。	
	計		1229.44		
国立公園第3種特別地域	雲仙市	5015, 5016	55.34	伐採種を定めない。	
	南島原市	3002, 3003, 4009, 4012, 4018, 5005, 5006, 6003, 7002, 7003	121.47		
	計		176.81		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
砂 防 指 定 地	長崎市	55, 56, 59, 63, 92, 108, 121, 126, 127, 145, 182, 217, 284, 288, 4003, 4004, 4016, 5020, 5021, 6005, 6006, 6008, 6017, 6033, 6034, 6039, 6040～6042, 7056, 7061, 7062	90.09	県知事の許可を受けなければ伐採してはならない。 ただし、次に掲げる行為については、適用しない。 (1) 植林のための竹木の伐採（1ha未満に限る。） 又は林業のための間伐 (2) 測量若しくは調査のために行う小規模な竹木の伐採	
	諫早市	5, 51, 68～70, 76, 86, 88, 92, 95, 117, 119, 1001, 1002, 1014, 1025, 1026, 4003, 4012, 4024, 4026, 4028, 4031, 4032, 4037, 5014, 5017, 5024, 5027, 5030, 5031	72.05		
	大村市	4～7, 9, 32, 35, 42	62.19		
	西海市	57, 71, 1029, 1052, 1053, 1055, 2011, 4053, 4054, 4060～4063, 4065	25.92		
	長与町	26, 27	2.02		
	時津町	20	7.94		
	島原市	9, 13, 14, 16～18	23.35		
	雲仙市	21, 2013～2015, 2019, 3001, 3004, 3006, 4004～4007, 4011～4013, 5008, 600	35.97		
	南島原市	5, 12, 16, 1003, 2011, 3012, 3032, 7002～7005, 7010～7012	29.71		
計			349.24		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
鳥 獸 保 護 区 特 別 保 護 地 区	長崎市	208, 209, 6002, 6015, 6026	65.45	1 鳥獸の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては折伐（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）。 2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 皆伐できる面積の限度は皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 4 保護施設を設けた樹木および鳥獸の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。	
	諫早市	4022, 4023, 4025, 4040 4041, 4042, 4046, 4047	326.64		
	西海市	4090	13.49		
	計		405.58		
都 市 計 画 区 域 風 致 地 区	長崎市	18, 22~26, 31, 63, 85, 86, 88, 90~92, 98, 99, 145, 148 149, 151, 153, 163~166, 177~179, 184, 186~193, 196~201, 215~218, 241, 252~257	1723.41	折伐による。 ただし、伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐は1ha以下とする。	
	諫早市	1~6, 25, 57, 58, 61, 62, 83, 85, 102, 103	261.52		
	大村市	21, 26, 27	62.00		
	島原市	12, 13, 15	24.40		
	雲仙市	4006, 4013~4017, 5002, 5003, 5008~5010, 5012~ 5015	244.70		
	南島原市	18~20	16.87		
	計		2332.90		
文化 財 保 護 法 に よ る 史 跡 名 勝 天 然 念 物	長崎市	86, 87, 138, 209, 4025, 7016	13.59	禁伐とする。 ただし、林業経営上必要な場合は、伐採種を定めない。	
	諫早市	62	72.99		
	大村市	22	21.72		
	雲仙市	5006, 5007, 5017~5021, 5034, 5035	353.71		
	南島原市	2010	3.96		
	計		465.97		

単位(面積:ha), 区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他の
急傾斜地崩壊危険区域	長崎市	25, 39, 63, 75, 88, 96, 126, 129, 154, 157, 170, 173, 178, 179, 202, 219, 237, 238, 249, 253, 1001, 1003, 3001, 4002, 4006, 4009, 4017, 5022	29.91	県知事の許可を受けなければ伐採してはならない。	
	諫早市	1, 8, 35, 56, 70, 71, 89, 96, 102, 1001, 1016, 2001, 2002, 2004, 3003, 3009, 4007, 5026	65.29		
	大村市	14, 33, 39	0.91		
	西海市	65, 1009, 1011, 1012, 1020, 1029, 1063, 1064, 1071, 2002, 2004, 2005, 2013, 3001, 4009, 4014, 4023, 4025, 4052	17.49		
	長与町	2, 33	1.31		
	時津町	4, 8, 9, 10	16.37		
	雲仙市	6001	0.80		
	南島原市	5016	0.24		
	計		132.32		

※林班番号の千の位の数字は、以下の表のとおり旧市町村であることを示す。

<長崎市>

旧市町村	番号	林班番号
長崎市	0	1~
香焼町	1	1001~
伊王島町	2	2001~
高島町	3	3001~
野母崎町	4	4001~
三和町	5	5001~
外海町	6	6001~
琴海町	7	7001~

<諫早市>

旧市町村	番号	林班番号
諫早市	0	1~
多良見町	1	1001~
森山町	2	2001~
飯盛町	3	3001~
高来町	4	4001~
小長井町	5	5001~

<西海市>

旧市町村	番号	林班番号
西彼町	0	1~
西海町	1	1001~
大島町	2	2001~
崎戸町	3	3001~
大瀬戸町	4	4001~

<島原市>

旧市町村	番号	林班番号
島原市	0	1~
有明町	1	1001~

<雲仙市>

旧市町村	番号	林班番号
国見町	0	1~
瑞穂町	1	1001~
吾妻町	2	2001~
愛野町	3	3001~
千々石町	4	4001~
小浜町	5	5001~
南串山町	6	6001~

<南島原市>

旧市町村	番号	林班番号
加津佐町	0	1~
口之津町	1	1001~
南有馬町	2	2001~
北有馬町	3	3001~
西有家町	4	4001~
有家町	5	5001~
布津町	6	6001~
深江町	7	7001~

2 その他必要な事項
なし

(附) 參考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積 : ha, 比率 : %)

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ② / ① × 100
		総数 ②	国有林	民有林	
总数	163,326	77,524	(135)	12,141	47.5
長崎市	40,569	21,780		1,021	53.7
諫早市	34,179	14,513		34	42.5
大村市	12,673	5,946		2,343	46.9
西海市	24,198	13,387		1,638	55.3
長与町	2,873	992			34.5
時津町	2,094	850		40	40.6
島原市	8,296	3,636		2,602	43.8
雲仙市	21,429	10,383		3,768	48.5
南島原市	17,015	5,902		695	34.7

資料：区域面積 …… 国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調」
(令和7年1月1日現在)

国有林面積 …… 林野庁所管：九州森林管理局調（令和6年3月31日現在）

他省庁所管：令和6年度長崎県の森林・林業統計（令和5年3月31日現在）

民有林面積 …… 令和7年度地域森林計画編成資料

- 注：1. () は他省庁で外数、市町別内訳は不能。
2. 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(2) 地況

ア 気候

観測地	平均気温(°C)			年間降水量 (mm)	年平均湿度 (%)	年平均風速 (m)	主風の 方向	備考
	年平均	最高	最低					
長崎 地方気象台	17.9	21.9	14.6	2,100	73	2.3	西	
雲仙岳 特別地域 気象観測所	13.5	17.6	9.9	3,021	83	4.4	北東	標高 678m

資料：気象庁ホームページ（過去の気象データ）

- 注：1. 平成27年～令和6年次までの10年間の数値を利用。
2. 気温の最高及び最低の値は、10年間の日最高気温極値及び日最低気温極値の年平均を利用。
その他は、年平均の平均とした。

イ 地勢

I (計画の大綱) の1の(2)の①のとおり

ウ 地質、土壤等

Iの1の(2)の②のとおり

(3) 土地利用の現況

(単位 面積 : ha)

区分	土地総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
总数	163,326	77,524	23,677	9,005	14,679	62,125	12,622
長崎市	40,569	21,780	2,100	320	1,780	16,689	3,794
諫早市	34,179	14,513	6,280	3,170	3,110	13,386	2,380
大村市	12,673	5,946	1,300	746	556	5,427	1,478
西海市	24,198	13,387	2,120	625	1,500	8,691	895
長与町	2,873	992	507	62	445	1,374	398
時津町	2,094	850	190	32	158	1,054	367
島原市	8,296	3,636	1,810	370	1,440	2,851	960
雲仙市	21,429	10,383	4,710	2,060	2,650	6,336	1,145
南島原市	17,015	5,902	4,660	1,620	3,040	6,453	1,205

資料： 土地総数 …… 国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調」

(令和7年1月1日現在)

農地 …… 第71次九州農林水産統計年報(令和5年～6年)

森林 …… (1)市町村別土地面積及び森林面積

宅地 …… 令和6年度長崎統計年鑑

その他 …… 差し引きとした。

(注) 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

森林総数にはその他国有林を含むが、市町別内訳が不明なため

「森林」と「その他」の総数と内訳は一致しない

(4) 産業別生産額

(単位：百万円)

区分	総生産額	第一次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
総数	2,363,336	63,893	52,768	2,586	8,539	829,743	2,270,493
長崎市	1,486,721	10,845	3,994	106	6,745	224,434	1,251,442
諫早市	40,569	8,547	8,213	201	133	373,401	337,531
大村市	362,166	2,267	2,112	94	61	111,789	248,110
西海市	56,128	5,793	4,667	451	675	2,887	47,448
長与町	24,198	857	847	8	2	11,855	56,280
時津町	122,664	331	315	11	5	41,470	80,863
島原市	133,809	8,217	7,666	241	310	20,884	104,708
雲仙市	115,652	14,173	13,395	580	198	25,589	75,890
南島原市	21,429	12,863	11,559	894	410	17,434	68,221

資料：令和4年度長崎県の市民経済計算

注：1 総生産額は、帰属利子等調整前の計数である。

2 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(5) 産業別就業者数

(単位：人)

区分	総数	第一次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	393,744	23,402	21,063	282	2,057	75,955	294,387
長崎市	179,254	3,011	2,122	85	804	31,003	145,240
諫早市	61,822	3,513	3,301	63	149	14,001	44,308
大村市	43,728	1,683	1,559	48	76	8,597	33,448
西海市	13,167	1,989	1,641	28	320	4,052	7,126
長与町	19,544	536	504	6	26	3,539	15,469
時津町	13,834	263	234	4	25	3,064	10,507
島原市	20,643	2,977	2,737	15	225	3,839	13,827
雲仙市	20,996	4,761	4,579	20	162	4,116	12,119
南島原市	20,756	4,669	4,386	13	270	3,744	12,343

資料：令和6年長崎県統計年鑑（令和2年10月1日現在（国勢調査に基づき集計））

注：総数には分類不能の産業を含む。

2. 森林の現況

(单位 面積:ha. 材積: m^3 竹:東. 成長量: m^3)

(つづき)

(単位 面積:ha, 材積:m³, 竹・束: 成長量:m³)

区 分	6 齡			7 齡			8 齡			9 齡			10 齡			11・12 齡			成長量 級				
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量		
総 数	583.70	81,241	2,244	847.15	1,248.75	2,544	1,248.75	250.016	3,982	1,864.08	489.399	5,908	3,839.96	1,120.174	10,634	14,501.20	4,512.767	30,717					
総 針葉樹	583.70	81,241	2,244	847.15	1,248.75	2,544	1,248.75	250.016	3,982	1,864.08	489.399	5,908	3,839.96	1,120.174	10,634	14,501.20	4,512.767	30,717					
人 総 針葉樹	276.10	57,428	1,848	359.53	89.738	2,036	710.02	197.526	3,553	1,442.49	445.479	5,673	3,249.69	1,055.578	10,418	11,468.32	4,158.216	30,095					
人 総 広葉樹	307.60	23,813	396	487.62	43.602	508	538.73	52,490	439	421.59	43.920	235	590.27	64.596	216	3,032.88	354.551	622					
育 成 針葉樹	362.84	64,373	1,964	447.43	97.937	2,121	833.42	210.186	3,661	1,525.72	454.561	5,719	3,273.32	1,055.288	10,401	11,426.82	4,145.971	30,012					
育 成 広葉樹	274.69	57,231	1,842	358.52	89.570	2,032	709.81	197.485	3,553	1,439.98	444.954	5,669	3,222.49	1,049.385	10,372	11,412.59	4,144.275	30,007					
工 単層林 針葉樹	88.15	7,142	122	88.91	8,367	89	123.61	12,701	108	85.74	9,607	50	50.83	5,903	29	14.23	1,696	5					
育 成 総 数	335.91	59,993	1,846	419.38	91,360	1,970	831.73	209.659	3,655	1,512.31	451.047	5,676	3,264.44	1,052.271	10,371	11,377.16	4,126.157	29,998					
林 横層林 針葉樹	254.35	53,344	1,727	335.96	83,520	1,885	708.36	196.986	3,547	1,432.03	442.123	5,634	3,215.02	1,046.546	10,343	11,363.60	4,124.546	29,993					
育 成 横層林 広葉樹	81.56	6,649	119	83.42	7,840	85	123.37	12,673	108	80.28	8,924	42	49.42	5,725	28	13.56	1,611	5					
育 成 総 数	26.93	4,380	118	28.05	6,577	151	1.69	527	6	13.41	3,514	43	8.88	3,017	30	49.66	19,814	104					
林 横層林 広葉樹	20.34	3,887	115	22.56	6,050	147	1.45	499	6	7.95	2,831	35	7.47	2,839	29	48.99	19,729	104					
天 綜 数	220.86	16,868	280	399.72	35,403	423	415.33	39,830	331	338.36	34,838	189	566.64	64,886	233	3,074.38	366,796	705					
天 綜 針葉樹	1.41	197	6	1.01	168	4	0.21	41	419	415.12	39,789	331	335.85	34,313	185	539.44	58,693	187	3,018.65	352,855	617		
然 単層林 針葉樹	219.45	16,671	274	398.71	35,235	419	415.12	39,789	331	6.17	622	7	1.87	211	1	6.96	949	4					
然 単層林 広葉樹	6.56	602	19	4.15	390	8				6.17	622	7	1.87	211	1	6.96	949	4					
育 成 総 数	3.95	356	9	5.49	594	11	1.03	114	1				0.22	29		0.79	86						
横層林 針葉樹	3.95	356	9	0.85	143	4	4.64	451	7	1.03	114	1		0.22	29		0.79	86					
林 天 綜 数	210.35	15,910	252	390.08	34,419	404	414.30	39,716	330	332.19	34,216	182	564.55	64,646	232	3,066.63	365,761	701					
林 天 綜 針葉樹	1.41	197	6	0.16	25	41	0.21	41	404	414.09	39,675	330	329.68	33,691	178	537.35	58,453	186	3,010.90	351,820	613		

(つづき)

(単位 面積:ha, 材積:m³, 竹束, 成長量:m³)

区 分	13・14 齡 級		15・16 齡 級		17・18 齡 級		19・20 齡 級		21 齡 級		成長量	
	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積
総 数	23,807.25	6,036,631	21,172	9,662.94	1,966,927	3,470	1,963,43	404,093	675.57	146,925	395.89	94,346
総 針葉樹	23,807.25	6,036,631	21,172	9,662.94	1,966,927	3,470	1,963,43	404,093	675.57	146,925	395.89	94,346
総 広葉樹	9,781.88	4,333,133	21,172	2,087.73	1,027,628	3,470	431.93	201,873	174.54	78,058	133.93	58,537
人 総 針葉樹	14,025.37	1,703,498	7,575.21	939,299	1,531.50	202,220		501.03	68,867		261.96	35,809
人 総 広葉樹	9,591.60	4,281,703	21,160	1,908.25	979,861	3,470	331.03	175,124	133.10	67,024	87.28	45,554
育 成 総 針葉樹	9,521.43	4,251,630	21,035	1,901.85	976,805	3,464	329.76	174,462	120.89	63,698	86.09	44,987
工 单層林 広葉樹	9,514.35	4,250,711	21,035	1,899.84	976,563	3,464	329.76	174,462	120.89	63,698	84.67	44,779
育 成 総 針葉樹	7.08	919	2.01	242							1.42	208
林 天 総 針葉樹	70.17	30,073	125	6.40	3,056	6	1.27	662	12.21	3,326	1.19	567
育 成 総 針葉樹	70.08	30,062	125	6.40	3,056	6	1.27	662	12.21	3,326	1.19	567
林 天 総 針葉樹	14,215.65	1,754,928	12	7,754.69	987,066	1,632.40	228,969	542.47	79,901	308.61	48,792	
育 成 総 針葉樹	197.45	52,360	12	181.49	48,009	100.90	26,749	41.44	11,034	48.07	13,191	
然 单層林 広葉樹	14,018.20	1,702,568	7,573.20	939,057	1,531.50	202,220		501.03	68,867		260.54	35,601
育 成 総 針葉樹	23.91	2,900	11.40	1,338		5.85	1,111	3.00	441		0.10	
然 单層林 広葉樹	1.04	256				2.00	546				0.10	
育 成 総 針葉樹	5.38	1,133	6.62	1,102	4.56	1,168						
然 单層林 広葉樹	2.73	745	1.43	388	4.56	1,168						
林 天 然 総 針葉樹	14,186.36	1,750,895	12	7,736.67	984,626	1,621.99	226,690	539.47	79,460	308.51	48,792	
林 天 然 針葉樹	193.68	51,359	12	180.06	47,621	94.34	25,035	41.44	11,034	48.07	13,191	
林 生 林 広葉樹	13,992.68	1,699,536	7,556.61	937,005	1,527.65	201,655		498.03	68,426		260.44	35,601

(2) 制限林・普通林別森林資源表

(单位 面積 : ha. 材積 : m^3 . 成長量 : m^3)

区	分	総 数	立			人			木			地			
			総 数			育 成 人 数			工 林			林 木			
面積	面積	面積	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	
材 成 長 量	材 成 長 量	材 成 長 量	65,248.28	60,689.89	30,525.88	30,164.01	30,660.04	29,866.46	793.58	30,394.35	29,641.04	753.31	265.69	225.42	40.27
材 成 長 量	材 成 長 量	材 成 長 量	15,283.853	15,283.853	11,733.022	3,550.831	11,614.249	11,560.522	53,727	11,535.547	11,484.932	50,615	78,702	75,590	3,112
材 成 長 量	材 成 長 量	材 成 長 量	83,240	83,240	80,114	3,126	80,639	79,949	690	79,895	79,257	638	744	692	52
材 成 長 量	材 成 長 量	材 成 長 量	19,203.43	18,401.16	12,615.43	5,785.73	12,546.61	12,305.50	241.11	12,382.18	12,160.39	221.79	164.43	145.11	19.32
材 成 長 量	材 成 長 量	材 成 長 量	5,425.423	5,425.423	4,720.702	704.721	4,654.396	4,637.425	16,971	4,604.949	4,589.314	15,635	49,447	48,111	1,336
材 成 長 量	材 成 長 量	材 成 長 量	39,301	39,301	38,486	815	38,752	38,452	300	38,243	37,970	273	509	482	27
材 成 長 量	材 成 長 量	材 成 長 量	46,044.85	42,288.73	17,910.45	24,378.28	18,113.43	17,560.96	552.47	18,012.17	17,480.65	531.52	101.26	80.31	20.95
材 成 長 量	材 成 長 量	材 成 長 量	9,858,430	9,858,430	7,012,320	2,846,110	6,959,853	6,923,097	36,756	6,930,598	6,895,618	34,980	29,255	27,479	1,776
材 成 長 量	材 成 長 量	材 成 長 量	43,939	43,939	41,628	2,311	41,887	41,497	390	41,652	41,287	365	235	210	25

区 分	立 木										地			
	天 然					木 林					竹 林		木 地	
総 数	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹	金葉樹
総面積	30,029.85	659.42	29,370.43	117.34	3.34	114.00	29.82	9.90	19.92	29,882.69	646.18	29,236.51	1,556.30	3,002.09
材積成長量	3,669,604 2,601	172,500 165	3,497,104 2,436	9,245 69	844 3	8,401 66	4,677 24	2,484 6	2,193 18	3,655,682 2,508	169,172 156	3,486,510 2,352	1,546,515	6.26
制限林材積成長量	5,854.55 771,027	309.93 83,277	5,544.62 687,750	26.84 3,363	3.34 915	23.50 2,448	9.57 5,270	17.46 3,163	5,800.68 2,107	297.02 762,394	5,503.66 79,199	198.87 683,195	204,712	0.26
普通林材積成長量	2,898,577 2,052	89,223 131	2,809,354 1,921	23,825.81 55	90.50 -71	2.79 5,882	0.33 5,953	2.46 -593	24,082.01 -679	349.16 86	23,732.85 2,893,288	1,357.43 89,973	2,398.69 1,341,803	6.00

(3) 市町村別森林資源表

(単位 面積:ha. 材積:m³. 竹:束)

区 分	総 面 積	総 数			立 木 数			人 数			木 林 地		
		総 面 積	針 葉 樹	広 葉 樹									
管 理 局 内 材 積	65,248.28	60,689.89	30,525.88	30,164.01	30,660.04	29,836.46	793.58	30,394.35	29,641.04	753.31	265.69	225.42	40.27
管 理 局 外 材 積	15,233.853	15,233.853	11,733.022	3,550.831	11,614.249	11,560.522	53.721	11,555.547	11,484.932	50.615	78.702	75.590	3.112
具 管 理 局 内 材 積	52,392.25	48,785.26	22,678.93	26,106.33	22,910.85	22,221.04	689.81	22,681.87	22,029.74	662.13	228.98	191.30	37.08
長 崎 市 材 積	20,758.99	19,075.41	7,263.51	11,811.90	7,285.71	7,205.30	80.41	7,235.03	7,157.02	78.01	50.68	48.28	2.40
諫 早 市 材 積	3,705.143	3,705.143	2,393.959	1,311.184	2,386.968	2,379.901	7.067	2,374.103	2,367.221	6.882	12.866	12.680	1.85
大 村 市 材 積	14,479.15	13,784.08	7,688.77	6,085.31	7,870.49	7,417.86	452.63	7,751.26	7,325.44	425.82	7.325	92.42	26.81
西 海 市 材 積	4,027.483	4,027.483	3,268.450	759.033	3,217.006	3,193.032	23.974	3,182.989	3,161.117	21.872	34.017	31.915	2.102
長 与 町 材 積	3,602.87	3,404.31	2,330.51	1,073.80	2,384.03	2,318.53	65.30	2,336.09	2,278.88	57.21	47.94	39.65	8.29
時 津 町 材 積	11,748.31	10,872.92	4,930.27	5,942.65	4,920.32	4,830.72	89.60	4,909.29	4,819.87	89.42	11.03	10.85	0.18
島 原 振 興 局 内 材 積	2,103.017	2,103.017	1,453.085	649.932	1,435.598	1,429.027	6.571	1,432.128	1,425.571	6.557	3.470	3.456	1.14
島 原 管 理 局 内 材 積	992.45	958.46	293.46	665.00	293.99	293.46	0.53	293.89	293.36	0.53	0.10	0.10	0.00
島 原 市 材 積	183.058	183.058	110.218	72.840	110.258	110.218	40	110.226	110.186	40	32	32	0
島 原 市 材 積	810.48	690.08	162.41	527.67	156.31	155.17	1.14	156.31	155.17	1.14	0.00	0.00	0.00
島 原 市 材 積	120.307	120.307	62.319	57.988	60.074	59.960	114	60.074	59.960	114	0	0	0
島 原 市 材 積	12,856.03	11,904.63	7,846.95	4,057.68	7,749.19	7,645.42	103.77	7,712.48	7,611.30	101.18	36.71	34.12	2.59
島 原 市 材 積	3,941.044	3,382.675	558.369	3,339.715	3,329.307	10.408	3,325.718	3,315.553	10.165	13.997	13.754	2.43	
島 原 市 材 積	1,033.74	773.84	547.73	226.11	490.30	476.87	13.43	487.42	474.21	13.21	2.88	2.66	0.22
島 原 市 材 積	244.418	214.059	214.418	30,359	196.247	195.041	1,206	195.412	194.221	1,191	835	820	15
雲 仙 市 材 積	6,615.86	6,303.79	4,517.34	1,786.45	4,532.82	4,469.09	63.73	4,500.94	4,439.20	61.74	31.88	29.89	1.99
南 島 原 市 材 積	5,206.43	4,827.00	2,781.88	2,045.12	2,726.07	2,699.46	26.61	2,724.12	2,697.89	26.23	1.95	1.57	0.38
南 島 原 市 材 積	1,455.490	1,170.570	284.920	1,152.016	1,149.185	1,151.413	2,831	1,148.607	1,148.607	2,806	603	578	25

(つづき)

(単位 面積:ha. 材積:m³. 竹:束)

区 分	木 然												地 林						竹 林		
	総 数	針葉樹	広葉樹	樹	総 育 成	單 層	層 林	総 育 成	複 層	層 林	針葉樹	広葉樹	総 育 成	天 然 林	針葉樹	広葉樹	森林	竹	林 総 数	伐採跡地	未立木地
総 数	30,029.85	659.42	29,370.43	117.34	114.00	29.82	9.90	19.92	29,882.69	646.18	29,236.51	646.17	1,556.30	3,002.09	9.55	2,992.54	9.55	285	15,476		
面 材 積	3,669.604	172.500	3,497.104	9.245	8.44	8.401	4.677	2.484	2.193	3,655.682	169.172	3,486.510	1,546.515	1,546.515	15.761	1,546.515	15.761	285	15,476		
県管	25,874.41	457.89	25,416.52	99.19	3.04	96.15	21.83	8.19	13.64	25,753.39	446.66	25,306.73	1,340.96	2,266.03	9.15	2,256.88	9.15	285	8,841		
長崎	11,789.70	119.132	2,949.143	7.737	802	6,935	3.519	2.107	1,412	3,057.019	116.223	2,940.796	1,321.221	9.126	9.126	9.126	9.126	285	8,841		
諫早	1,318.175	14.058	11,731.49	29.47	0.62	28.85	3.58	0.00	3.58	11,756.65	57.59	11,689.06	752.10	931.48	0.35	931.13	0.35	2,925	0		
大村	5,913.59	280.91	5,632.68	50.98	2.00	48.98	14.56	5.20	5.20	5,848.05	13.905	1,314.905	1,301.090	762.230	2,925	2,925	2,925	0	451.92		
西海	1,020.28	11.98	1,008.30	3.50	0.00	3.50	0.00	0.00	0.00	1,016.78	11.98	1,004.80	90.03	108.53	0.33	108.20	0.33	2,726	0		
長与町	139.171	3,239	135.932	473	0	473	0	0	0	138.688	3.239	135.459	94.923	2,993	2,993	2,993	2,993	24	2,969		
時津町	5,952.60	99.55	5,853.05	15.24	0.42	14.82	3.69	2.99	0.70	5,933.67	96.14	5,837.53	162.24	713.15	4.17	708.98	4.17	261	142		
島原管	667.419	24,058	643.361	1,756	103	1,653	739	741	18	664.904	23.214	641.690	125.729	403	403	403	403	261	142		
島原市	664.47	0.00	664.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	664.47	0.00	664.47	14.46	19.53	0.00	19.53	0.00	0	24		
島原市材積	72,800	0	72,800	0	0	0	0	0	0	72,800	0	72,800	12,436	24	24	24	24	0	24		
島原市材積	533.77	7.24	526.53	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	533.77	7.24	526.53	83.28	37.12	0.00	37.12	0.00	37.12	55		
島原市材積	60,233	2,359	57,874	0	0	0	0	0	0	60,233	2,359	57,874	84,388	55	55	55	55	55	55		
島原市材積	4,155.44	201.53	3,953.91	18.15	0.30	17.85	7.99	1.71	6.28	4,129.30	199.52	3,929.78	215.34	736.06	0.40	735.66	0.40	6,635	0		
島原市材積	601.329	53.368	547.961	1,508	42	1,466	1,158	377	781	598.663	52.949	545.714	225.294	6,635	0	6,635	0	6,635	0		
島原市材積	283.54	70.86	212.68	0.00	0.00	1.71	1.71	0.00	281.83	69.15	212.68	27.96	231.94	0.00	231.94	0.00	231.94	0.00			
島原市材積	48,171	19,018	29,153	0	0	0	377	377	0	47,794	18,641	29,153	30,171	672	0	672	0	672	0		
雲仙市材積	1,770.97	48.25	1,722.72	7.32	0.30	7.02	6.28	0.00	6.28	1,757.37	47.96	1,709.42	67.30	244.77	0.08	244.69	0.08	5,200	0		
南島原市材積	2,100.93	82.42	2,018.51	10.83	0.00	10.83	0.00	0.00	0.00	2,090.10	82.42	2,007.68	120.08	259.35	0.32	259.03	0.32	763	0		
69	303.474	21,385	282.089	1,064	0	1,064	0	0	0	302.410	21,385	281.025	125.498	763	0	763	0	763	0		

(4) 所有形態別森林資源表 (面積)

(単位 面積 : ha)

区 分	総 数	立 木										地 地			
		人 数					工 業					育 成	層 林	育 成	複 層 林
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹
総 数	65,248.28	60,639.89	30,034.14	30,660.04	29,907.46	752.28	30,394.35	29,646.93	747.42	265.69	260.63	4,86			
面 積	9,900.80	9,369.99	6,031.83	3,338.16	5,894.49	5,753.03	5,717.69	5,579.25	138.44	176.70	174.21	2,59			
公 県 營 有 地 面 積	2,082.06	1,983.58	1,851.59	131.99	1,861.82	1,851.59	10.23	1,847.10	1,836.87	10.23	14.72	14.72			
市 町 村 營 有 地 面 積	766.08	626.67	188.12	438.55	160.26	165.59	4.67	160.11	155.44	4.67	0.15	0.15			
市 町 村 有 地 面 積	5,754.05	5,567.98	3,422.34	2,145.64	3,314.14	3,223.60	90.54	3,164.99	3,077.04	87.55	149.15	146.56	2.59		
財 產 區 有 林 面 積	1,150.20	1,046.83	481.22	565.61	470.67	435.08	35.59	457.89	422.30	35.59	12.78	12.78			
林 總 町 村 組 合 面 積	12.55	9.02	3.53	9.02	9.02	9.02									
學 校 林 面 積	135.86	132.38	79.54	52.84	78.58	78.58		78.58	78.58	78.58					
計 面 積	55,347.48	51,319.90	24,623.92	26,695.98	24,765.55	24,154.30	611.25	24,676.66	24,067.68	608.98	88.89	86.62	2.27		
個 人 有 林 面 積	40,215.54	37,063.07	14,943.19	22,139.88	15,098.93	14,625.71	473.22	15,038.60	14,567.65	470.55	60.33	58.06	2.27		
私 社 有 林 面 積	3,703.95	3,277.81	1,563.21	1,694.60	1,509.52	1,489.98	19.54	1,507.39	1,487.85	19.54	2.13	2.13			
森 生 組 有 林 面 積	64.21	49.59	23.70	26.02	23.70	23.57	0.13	23.70	23.57	0.13					
有 社 寺 有 林 面 積	1,300.98	1,296.63	1,063.35	233.28	1,090.33	1,060.12	30.21	1,089.14	1,058.93	30.21	1.19	1.19			
集 落 有 林 面 積	661.64	629.81	320.13	309.68	326.86	317.28	9.58	319.49	309.91	9.58	7.37	7.37			
林 共 同 ・ 共 有 面 積	4,480.48	4,268.53	915.47	437.91	925.61	904.50	21.11	920.80	899.69	21.11	4.81	4.81			
林 業 公 社 面 積	2,034.52	1,935.31	1,899.85	35.46	1,899.85	1,899.85	55.09	2,504.17	2,449.08	55.09					
森 林 總 研 究 所 面 積	1471.89	1425.77	1389.02	36.75	1386.58	1384.21	2.37	1373.52	1371.15	2.37	13.06	13.06			

(つづき)

区 分	総 数	立 木										竹 林	竹 林	無 立 木	無 立 木	
		天 然					木 然					竹 林	竹 林	無 立 木	無 立 木	
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	伐 採 跡	未 立 木
総 数	30,029.85	747.99	29,281.86	117.34	3.96	113.38	29.82	12.33	17.49	29,882.69	731.70	29,150.99	1,556.30	3,002.09	9.55	2,992.54
面 積	3,475.50	278.37	3,197.13	43.70	2.62	41.08	28.53	12.33	16.20	3,403.27	263.42	3,139.55	27.55	503.26	0.10	503.16
公 県 營 有 地 面 積	121.76	121.76	121.76							121.76		121.76		98.48		
市 町 村 營 有 地 面 積	2,253.84	198.74	2,055.10	36.34	2.62	33.72	25.21	9.01	16.20	2,192.29	187.11	2,005.18	9.34	176.73	0.10	176.63
市 町 村 有 地 面 積	576.16	46.14	530.02	7.36		7.36	3.32			565.48	42.82	522.66	13.02	90.35		90.35
財 產 區 有 林 面 積	3.53		3.53							3.53		3.53				
林 總 町 村 組 合 面 積																
學 校 林 面 積	53.80	0.96	52.84							53.80	0.96	52.84	1.93	1.50		
計 面 積	26,554.35	469.62	26,084.73	73.64	1.34	72.30	1.29		1.29	26,479.42	468.28	26,011.14	1,528.75	2,498.83	9.45	2,489.38
個 人 有 林 面 積	21,984.14	317.48	21,666.66	39.34	0.92	21,943.88	317.48		0.92	21,943.88	1,757.66	93.23	1,664.33	39.86	6.51	1,734.14
私 社 有 林 面 積	1,768.29	93.23	1,675.06	10.73												386.28
林 共 同 ・ 共 有 面 積	1,764.36	37.05	1,727.31	3.00	0.37		0.37		0.37	1,760.99	37.05	1,723.94	83.47	128.48	0.02	128.46
林 業 公 社 面 積	35.46		35.46							35.46		35.46	0.11	99.10	0.14	98.96
森 林 總 研 究 所 面 積	39.19	4.81	34.38	5.2	0.3	4.9				33.99	4.51	33.99	4.51	46.12	2.7	43.42

(4) 所有形態別森林資源表(材積)

(単位 立木 : m³、竹 : 束)

区 分	(竹林除く) 総 数	立 木				人				工 地			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	15,283,853	15,283,853	11,733,022	3,550,831	11,614,249	11,560,522	53,727	11,535,547	11,484,932	50,615	78,702	75,590	3,112
計	2,427,297	2,427,297	2,019,755	407,542	1,969,154	1,956,681	12,473	1,919,713	1,909,648	10,065	49,441	47,033	2,408
公 共 業 務 機 構	425,617	425,617	414,758	10,839	415,425	414,758	667	412,311	411,644	667	3,114	3,114	
県 有 地 方 村 營 林	116,263	116,263	59,399	56,864	52,987	52,491	496	52,923	52,427	496	64	64	
市 町 村 有 地 方 村 營 林	1,579,447	1,579,447	1,311,438	268,009	1,276,449	1,267,295	9,154	1,234,628	1,227,843	6,785	41,821	39,452	2,369
財 産 区 有 林 村 組 合 村 營 林	259,179	259,179	194,634	64,545	184,813	182,657	2,156	180,371	178,254	2,117	4,442	4,403	39
林 業 学 校 村 組 合 村 營 林	4,297	4,297	3,905	392	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905			
個 人 私 有 社 有 林 村 組 合 村 營 林	8,759,037	8,759,037	6,157,299	2,601,738	6,116,913	6,086,213	30,700	6,096,752	6,066,481	30,271	20,161	19,732	429
私 有 社 有 林 村 組 合 村 營 林	805,971	805,971	601,479	204,492	578,933	576,967	2,026	578,433	576,415	2,018	560	552	8
生 活 用 材 有 林 村 組 合 村 營 林	9,662	9,662	6,849	2,813	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849			
有 社 寺 有 林 村 組 合 村 營 林	434,246	434,246	405,527	28,719	407,895	405,263	2,632	407,557	404,925	2,632	338	338	
集 落 有 林 村 組 合 村 營 林	152,020	152,020	115,779	36,241	115,477	115,036	441	112,906	112,471	435	2,571	2,565	6
林 共 同 ・ 共 有 材 業 公 社 村 組 合 村 營 林	1,301,526	1,301,526	1,090,359	211,167	1,085,452	1,081,582	3,870	1,081,328	1,077,678	3,650	4,124	3,904	220
森 林 総 合 研 究 所 村 組 合 村 營 林	537,391	537,391	534,141	3,250	534,141	534,141	96	534,141	534,141	96	411,074	411,074	96
森 林 総 合 研 究 所 村 組 合 村 營 林	414,589	414,589	411,480	3,109	411,170	411,170	96	411,170	411,074	96			

(つづき)

区 分	天 然 木				然 然 木				竹 林				
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	育 成	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	育 成	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹
総 数	3,669,604	172,500	3,497,104	9,245	8,401	4,677	2,484	3,655,682	3,655,682	1,193	1,193	1,172	1,546,515
計	458,143	63,074	395,069	5,415	699	4,716	4,588	2,444	2,444	448,140	448,140	59,931	388,209
公 共 業 務 機 構	10,192	10,192	10,192							10,192	10,192	10,192	10,192
県 有 地 方 村 營 林	63,276	6,908	56,368					3,829	3,829	1,703	2,126	59,447	5,205
市 町 村 有 地 方 村 營 林	302,998	44,143	258,855	4,668	699	3,969	759	741	741	18	297,571	42,703	54,242
財 産 区 有 林 村 組 合 村 營 林	74,366	11,977	62,389	747						73,619	11,977	61,642	8,739
林 業 学 校 村 組 合 村 營 林	6,919	46	6,873							392		392	
個 人 私 有 社 有 林 村 組 合 村 營 林	3,211,461	109,426	3,102,035	3,830	145	3,695	89	40	40	49	3,207,542	109,241	6,873
私 有 社 有 林 村 組 合 村 營 林	2,642,124	71,086	2,571,038	925		925	89	40	49	2,641,110	71,046	2,570,064	1,382,642
森 林 共 同 ・ 共 有 材 業 公 社 村 組 合 村 營 林	226,978	24,512	202,466	1,172		1,172				225,806	24,512	201,294	39,886
有 社 寺 有 林 村 組 合 村 營 林	36,543		35,800	940						35,603	743	34,860	8,166
集 落 有 林 村 組 合 村 營 林	53,909		50,271	132						53,777	3,638	50,139	5,068
林 共 同 ・ 共 有 材 業 公 社 村 組 合 村 營 林	216,074	8,777	207,297	157						215,917	8,777	207,140	82,857
森 林 総 合 研 究 所 村 組 合 村 營 林	3,250		3,250							3,250		3,250	66
森 林 総 合 研 究 所 村 組 合 村 營 林	3,419	406	3,013	313	42	271				3,106	364	2,742	

(5) 制限林の種類別面積

(注) 上級主左記の制限林との事種下外数 下段主害面積

(6) 樹種別材積表

(単位 : 千m³)

樹種 林種	合 計	針 葉 樹 計	広 葉 樹 計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	そ の 他 針 葉 樹	クヌギ ナ ラ	そ の 他 広 葉 樹
総 数	16,831	11,709	5,122	3,932	7,576	198	3	77	5,044
人 工 林	11,617	11,555	62	3,932	7,576	45	3	43	19
天 然 林	5,214	154	5,060	—	—	154	—	34	5,026

(注) 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

(単位 箇所数 : 箇所 面積 : ha)

市町村	特 定 保 安 林				要 整 備 森 林		備 考
	番 号	面 積			箇 所 数	面 積	
		総 数	人 工 林	天 然 林	そ の 他		
				該 当 な し			

(8) 荒廃地等の箇所数

単位(箇所数: 箇所)

区分	市町村	荒 廃 危 險 地				備考
		山腹崩壊	土砂流出	地すべり	計	
総 数		749	569	48	1,366	
県央振興局管内	管 内 計	531	445	16	992	
	長崎市	239	227	7	473	
	諫早市	99	103	4	206	
	大村市	51	58		109	うち国有林内13
	西海市	74	36	5	115	
	長与町	39	14		53	
	時津町	29	7		36	
島原振興局管内	管 内 計	218	124	32	374	
	島原市	12	29		41	うち国有林内17
	雲仙市	93	47	7	147	うち国有林内11
	南島原市	113	48	25	186	うち国有林内4

資料：令和6年度長崎県の森林・林業統計（令和6年3月31日）

(9) 森林の被害

(単位 面積: a)

種類	火 灾			気 象 灾			病 虫 害			獣 害		
年 度	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6
総 数							23	38	598			
長崎市									420			
諫早市									52			
大村市							2	10	15			
西海市							0	9	36			
長与町												
時津町												
島原市							5	5	5			
雲仙市							5	3	21			
南島原市							11	11	49			

資料：森林被害報告（長崎県森林整備室）

注：火災・気象災は年次（1月～12月）、病害虫・獣害は年度
(4月～翌年3月)での数値である。

(10) 防火線等の整備状況

単位(延長: m)

区分	防 火 線		防 火 道		備 考
	箇 所 数	延 長	箇 所 数	延 長	
総 数	46	29,129			
長崎市	26	23,639			管理主体：県・市
諫早市	6	3,250			
大村市	14	2,240			

資料：長崎県林政課調

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

(単位：戸)

区分	総 数	1~3ha 未満	3~5ha 未満	5~10ha 未満	10~50ha 未満	50ha 以上
総 数	4,292	3,366	540	254	119	13
長崎市	1,120	850	154	66	44	6
諫早市	987	773	119	61	30	4
大村市	196	154	23	13	6	—
西海市	678	535	88	42	13	—
長与町	113	78	19	13	1	2
時津町	80	60	12	5	2	1
島原市	52	35	9	5	3	—
雲仙市	532	438	60	21	13	—
南島原市	534	443	56	28	7	—

資料：2020年世界農林業センサス（長崎県統計書）（令和2年2月1日現在）

注：この表における林家とは、保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

注：島原市は湯江村の内訳が不明のため、1~3ha未満に割当。

(2) 森林経営計画の認定状況

(単位 面積：ha)

区分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総 数	67(11)	13,462.70	22	5,304.25	45	8,158.45	
長崎市	13	2,887.99	2	754.83	11	2,133.16	
諫早市	9	4,925.94	2	2,236.68	7	2,689.26	
大村市	14(5)	2,275.10	6	527.24	8	1,747.86	
西海市	11(3)	1,834.96	4	772.41	7	1,062.55	
長与町	1	50.22		—	1	50.22	
時津町	1	29.24		—	1	29.24	
島原市	3(1)	103.74	2	95.14	1	8.60	
雲仙市	12(1)	1,147.23	4	709.67	8	437.56	
南島原市	3(1)	208.28	2	208.28	1	—	

注：1 令和7年3月31日現在で有効な計画について集計した。

2 人数は、認定森林所有者等の数であり、計画対象森林の森林所有者（森林の経営を委託した者が含まれる）の数ではない。

3 総数の括弧書きは、公有林と私有林で認定森林所有者等が重複する場合に内数として記入する。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 構 成

(単位 員数：人、金額：千円、面積：ha)

区分	市町村別	組合名	組合員数	常勤	出資金	組合員所有 (組合経営) 額	森林面積
				役職員数	総		
組森林合林	総 数	(2組合)	7,745	27	142,382	33,097	
	大村市	他長崎南部	3,743	22	115,437	23,750	
	雲仙市	雲仙	4,002	5	26,945	9,347	
生産森林組合	総 数	(29組合)	2,678		166,870	1,995	
	長崎市	木場	123		3,129	59	
		中里	92		920	15	
		松原	80		1,190	11	
		河内山	124		1,373	50	
		戸根	74		740	107	
		手崎	43		6,020	98	
		戸根原	31		1,940	24	
		村松	35		6,660	53	
		大江	19		4,938	12	
		大野	49		13,470	102	
		大子	67		5,481	51	
		大石	40		6,268	51	
	諫早市	久山	52		1,040	102	
		大渡野	168		1,710	120	
		東長田	530		45,758	177	
		大場町	12		1,035	12	
		遠竹	11		770	7	
組合	大村市	鈴田	231		2,007	62	
		諫訪	54		2,430	21	
		荒瀬	31		2,635	16	
	西海市	鳥加	78		780	59	
		川内	300		30,000	204	
		西海町中浦	180		1,428	118	
		西海町七釜	173		8,313	95	
		奥浦	19		7,600	91	
	雲仙市	三室	23		1,720	146	
		平江名	19		5,180	79	
		古城上	9		1,350	25	
		馬場	11		985	28	

資料：令和5年度森林組合一斉調査（平成6年3月31日現在）

イ. 事業内容及び活動状況等

本計画区には、長崎南部、雲仙森林組合があり、いずれも広域森林組合である。各組合は民有林施業の指導的役割を担い、森林施業プランナー等が森林経営計画に基づく提案型集約化施業を進めており、林内路網の開設と搬出間伐、主伐・再造林による木材生産に取り組んでいる。

(4) 林業事業体の現況

(単位: 事業体数)

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業	木材・木製品製造業
			(うち素材市売市場)	製造業
総 数		100		24
市町村別内訳	長崎市	32		3
	諫早市	10		3
	大村市	10		4
	西海市	5		3
	長与町	3		1
	時津町	5		
	島原市	5		1
	雲仙市	16		6
	南島原市	14		3

資料: 長崎県林政課 木材業者及び製材業者登録名簿(令和7年3月31日現在)

注: 1 調査時点は令和7年3月31日現在である。

2 各事業種には重複者を含む。

(5) 林業労働力の概況

年齢区分別構成

(単位: 人)

区分	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
総 数	3	26	43	58	67	62	21	3	283
市町村別内訳	長崎市	1	5	11	16	16	15	4	69
	諫早市	-	12	12	18	21	20	11	94
	大村市	1	4	7	9	7	10	3	41
	西海市	-	2	8	9	8	5	1	33
	長与町	-	1	-	-	-	-	-	1
	時津町	-	-	-	1	-	-	-	1
	島原市	-	-	1	1	2	1	1	7
	雲仙市	1	1	4	4	7	10	-	28
	南島原市	-	1	-	-	6	1	1	9

資料: 令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)

(6) 林業機械化の概況

機械種別	単位	合計	保有内訳							前回 令和元年度	対前回比 ×100%
			地方 公共団体	学校	会社	森林組合	支援 センター	その他 組合	集落		
フェラパンチャー	台	2	0	0	1	0	0	0	0	0	-
スキッダ	〃	1	0	0	0	1	0	0	0	0	100
プロセッサ	〃	47	0	0	7	7	0	0	0	0	294
ハーベスター	〃	9	0	0	1	2	0	0	0	0	300
フォワーダ	〃	35	0	0	11	11	0	0	0	0	175
タワーヤード	〃	1	0	0	0	1	0	0	0	0	100
スイングヤード	〃	19	0	0	3	8	0	0	0	0	173
グラップルバケット	〃	34	0	0	4	0	0	0	0	0	-
その他	〃	1	0	0	0	0	0	0	0	0	50

注：リース、レンタルの機械を除く。

資料：令和5年度林業機械の保有状況調査（長崎県）

—は、調査対象外のためデータなし。

(7) 作業路網等の整備の概況

市町村	延長(m)	備考
総数	1,817,353	
長崎市	557,885	
諫早市	459,868	
大村市	176,063	
西海市	399,084	
長与町	5,289	
時津町	-	
島原市	37,514	
雲仙市	143,207	
南島原市	38,443	

資料：令和6年度長崎県の森林・林業統計（令和7年3月31日現在）

4 前期計画の実行状況

計画及び実行量は、前計画の前期（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に対応する数量である。ただし、令和7年度の実行量は見込みである。

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積 : 千m³ 実行歩合 : %)

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	568	88	480	477	142	335	84	162	70
針葉樹	538	58	480	453	118	335	84	204	70
広葉樹	30	30	—	24	24	0	81	81	—

(2) 間伐面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

計画	実行	実行歩合
6,000	3,085	51

(3) 人工造林及び天然更新別面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
368	232	63	210	123	59	158	110	69

(4) 林道の開設及び拡張の数量

(単位 延長 : km 実行歩合 : %)

区分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	8.1	0.6	8	7.3	1.1	15
うち林業専用道	3.2	—	—	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

種類	指定期			解除期		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	270	100	37	23	4	19
水源涵養	3	—	—	6	1	13
災害防備	267	100	37	15	3	20
保健風致	—	—	—	2	1	24

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

(単位 地区数 : 箇所 実行歩合 : %)

保安施設	計画	実行	実行歩合
地区数	80	36	45

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

施業区分	計画	実行	実行歩合
保育	0	0	—

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(単位 面積 : ha、材積 : 千m³)

分 期 種 別		第 I 分期	第 II 分期	第 III 分期	第 IV 分期	第 V 分期	第 VI 分期	第 VII 分期	第 VIII 分期	
人 工 林	主 伐	面 積	456	650	719	935	950	1,135	1,065	1,191
	伐	材 積	100	144	177	312	249	391	282	408
工 伐	間 伐	面 積	4,000	3,600	1,743	3,429	2,704	5,591	4,481	9,432
	材	積	350	310	111	118	58	103	92	255
林	計	面 積	4,456	4,250	2,462	4,364	3,654	6,726	5,547	10,623
		材 積	450	454	289	430	307	494	374	662
再 造 林		250	400	428	609	589	759	672	806	
天 然 林	主 伐	面 積	290	535	198	363	132	240	86	155
	伐	材 積	35	65	25	46	17	31	11	19
	拡 大 造 林		125	350	187	487	242	583	269	610
	天 然 新 增		165	185	114	127	77	85	51	57
伐 採 材 積 計		485	519	313	476	324	525	385	682	
林 道 開 設 延 長		14.8	13.0	63.9		-				

注：森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期、以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

(2) 分期別期首資源表

(単位 面積 : ha、材積 : 千m³)

区分		面積												
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	材積
第一 分 期	総数	60,680	419	518	940	2,096	5,704	14,501	23,807	9,663	1,963	676	393	15,283
	人工林	30,653	221	298	576	1,281	4,799	11,427	9,592	1,908	331	133	87	11,614
	育成单層林	30,393	211	287	531	1,251	4,777	11,377	9,521	1,902	330	121	86	11,535
	育成複層林	260	11	11	45	30	22	50	70	6	1	12	1	78
	天然林	30,027	198	219	364	815	905	3,074	14,216	7,755	1,632	542	306	3,669
	育成单層林	117	30	10	14	4	8	7	24	11	6	3		9
第二 分 期	育成複層林	30	0	0	5	7	0	1	5	7	5			5
	天然生林	29,880	167	209	345	804	897	3,067	14,186	7,737	1,622	539	306	3,655
	総数	60,733	6,697	437	625	1,342	2,964	10,123	17,597	16,005	3,579	810	554	15,298
	人工林	30,649	1,078	209	404	799	2,321	8,835	10,914	5,120	692	156	121	12,232
	育成单層林	30,329	1,073	199	375	760	2,292	8,787	10,834	5,058	688	150	114	12,156
	育成複層林	320	5	11	28	38	29	48	80	62	4	7	7	75
第三 分 期	天然林	30,084	5,619	228	221	543	643	1,288	6,683	10,885	2,887	653	433	3,067
	育成单層林	167	15	20	12	9	12	13	27	31	20	7	2	16
	育成複層林	55	0	0	3	6	6	4	9	12	11	4		6
	天然生林	29,862	5,604	208	207	528	624	1,272	6,647	10,843	2,857	642	431	3,044
	総数	60,681	12,284	408	482	850	1,825	5,276	12,896	17,996	6,646	1,325	693	15,287
	人工林	30,637	2,182	224	295	565	1,225	4,642	10,816	8,649	1,623	263	152	12,667
第四 分 期	育成单層林	30,232	2,180	216	275	530	1,188	4,587	10,723	8,544	1,590	257	141	12,561
	育成複層林	405	3	8	20	35	37	55	93	105	33	5	11	105
	天然林	30,044	10,102	184	187	285	601	633	2,079	9,346	5,023	1,063	541	2,620
	育成单層林	217	7	17	16	11	17	17	32	42	36	17	5	24
	育成複層林	80	0	0	1	4	9	8	12	17	16	9	2	10
	天然生林	29,747	10,094	166	170	270	575	608	2,035	9,288	4,970	1,037	534	2,586
第五 分 期	総数	60,627	11,064	6,690	402	563	1,156	2,659	9,200	14,218	11,383	2,415	878	14,978
	人工林	30,624	2,738	1,078	207	390	757	2,207	8,326	9,822	4,359	549	191	12,749
	育成单層林	30,108	2,735	1,072	193	360	716	2,139	8,215	9,679	4,290	530	178	12,608
	育成複層林	516	3	5	14	29	41	68	111	143	69	19	13	142
	天然林	30,003	8,326	5,613	195	173	399	451	874	4,396	7,023	1,866	687	2,229
	育成单層林	267	4	12	17	13	20	22	37	50	50	29	13	33
第六 分 期	育成複層林	105	0	0	1	3	10	12	16	20	21	15	7	15
	天然生林	29,631	8,322	5,600	177	157	370	418	821	4,325	6,952	1,822	667	2,181
	総数	60,574	10,128	12,284	379	425	741	1,561	4,775	11,106	13,354	4,510	1,311	14,377
	人工林	30,612	3,283	2,182	222	277	532	1,140	4,343	9,733	7,325	1,289	285	12,431
	育成单層林	29,961	3,281	2,178	213	253	492	1,059	4,207	9,552	7,219	1,245	262	12,243
	育成複層林	651	1	4	10	25	40	81	136	181	106	44	23	188
第七 分 期	天然林	29,963	6,846	10,102	156	148	210	421	432	1,373	6,029	3,221	1,026	1,946
	育成单層林	317	2	8	15	15	22	26	41	56	61	43	28	44
	育成複層林	130	0	0	1	2	9	14	20	24	26	20	14	20
	天然生林	29,515	6,844	10,093	141	131	178	382	371	1,292	5,942	3,158	984	1,882
	総数	60,471	9,363	11,064	6,678	348	483	976	2,340	8,035	11,142	7,946	2,097	13,669
	人工林	30,599	3,773	2,738	1,077	194	356	697	2,035	7,454	8,299	3,466	510	11,850
第八 分 期	育成单層林	29,788	3,773	2,735	1,070	174	316	604	1,873	7,231	8,155	3,391	465	11,602
	育成複層林	811	1	3	7	20	39	93	163	222	144	75	45	248
	天然林	29,872	5,589	8,326	5,601	153	128	279	305	581	2,843	4,480	1,587	1,819
	育成单層林	367	1	5	11	15	25	29	46	62	70	55	49	56
	育成複層林	155	0	0	0	1	9	14	23	28	30	25	24	25
	天然生林	29,350	5,588	8,321	5,589	137	94	235	237	491	2,743	4,400	1,513	1,737
第九 分 期	総数	60,386	8,689	10,128	12,284	335	348	632	1,317	4,155	9,115	9,643	3,739	12,914
	人人工林	30,587	4,155	3,283	2,182	212	239	486	1,033	3,867	8,223	5,792	1,115	11,059
	育成单層林	29,591	4,155	3,281	2,178	195	202	382	842	3,601	8,040	5,683	1,033	10,736
	育成複層林	996	0	2	5	17	37	103	191	266	183	109	83	323
	天然林	29,799	4,534	6,846	10,102	123	109	147	284	288	893	3,850	2,624	1,855
	育成单層林	417	0	3	8	13	26	32	49	67	77	65	77	70
第十 分 期	育成複層林	180	0	0	0	1	8	14	25	31	34	30	37	32
	天然生林	29,202	4,534	6,843	10,093	109	75	100	210	190	782	3,756	2,510	1,753
	総数	60,315	8,050	9,363	11,064	6,662	279	398	813	1,996	6,646	8,373	6,673	12,195
	人人工林	30,574	4,399	3,773	2,738	1,074	165	308	625	1,796	6,264	6,547	2,885	10,234
	育成单層林	29,368	4,399	3,772	2,734	1,059	129	196	407	1,483	6,039	6,400	2,748	9,820
	育成複層林	1,206	0	1	3	15	36	112	218	313	225	146	137	414
第十一 分 期	天然林	29,740	3,651	5,589	8,326	5,587	113	89	188	200	382	1,826	3,788	1,961
	育成单層林	467	0	2	6	11	25	34	53	71	83	74	110	85
	育成複層林	205	0	0	0	0	7	14	26	34	38	34	52	39
	天然生林	29,068	3,651	5,588	8,320	5,576	80	41	109	95	262	1,718	3,627	1,838

6 その他

(1) 長崎県天然更新完了基準

長崎県天然更新完了基準

平成19年5月

1 目的

伐採跡地における森林の公益的機能の早期回復のため、適確な天然更新が図られることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 更新対象樹種

後継樹となる更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カシ類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種とする。

4 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における更新とは、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助の作業は、受光伐、地表搔き起し、刈出し、芽かき、植込みとする。

5 更新完了の判断基準

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
 - 1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m以上）とする。
 - 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- (2) 更新完了の後継樹の密度は、おおむね 5,000 本/ha 以上（ぼう芽枝等を含む。）とする。
- (3) 上記の条件を満たす区域の割合が全体の 70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

6 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
- (2) 更新調査の時期は、伐採後3年を経過するまでに最初の調査を実施し、最終の調査をおおむね5年を経過した時期とする。

ただし、ぼう芽による一斉更新箇所以外については、伐採後3年を経過するまでに行う最初の調査時に明らかに更新が完了している場合は、最終の調査を省略してもよい。

※ 更新調査の時期の根拠

- ・ 造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち3年以上経過しても更新が完了していない場合とされていること。
- ・ 「市町村森林整備計画制度等の運用について」の一部改正により、天然更新による場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で更新状況の確認を行うこととされた。

- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。

- 1) 標準地の数は、下記を目安として、現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積 1.0 h a 未満 2箇所以上

1.0~3.0 h a 未満 3箇所以上

3.0 h a 以上 5箇所以上

- 2) 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮の上、現地の実態から、平均的と見られる箇所を適切な方法で選択する。

- 3) 標準地の大きさは、1プロットの面積10m²（半径1.78mの水平円等）を設定する。

- 4) ぼう芽により発生したぼう芽枝で3本以上あるものについては、3本としてカウントする。

- 5) 明らかに天然更新判断基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳及び遠景写真と近景写真を1伐区当たり各1部を記録・保管する。

- (4) 更新調査野帳の様式については、別紙とする。

7 その他

- (1) 法令等により立木の伐採につき制限がある森林にあっては、当該法令の規定等によるものとする。
- (2) 各地域において天然更新完了基準により調査が進められ、地域に適合する基準が確認された場合は、当該基準の見直しを検討する。

別紙

天然更新完了確認調査野帳

調査年月日
調査員

市町名

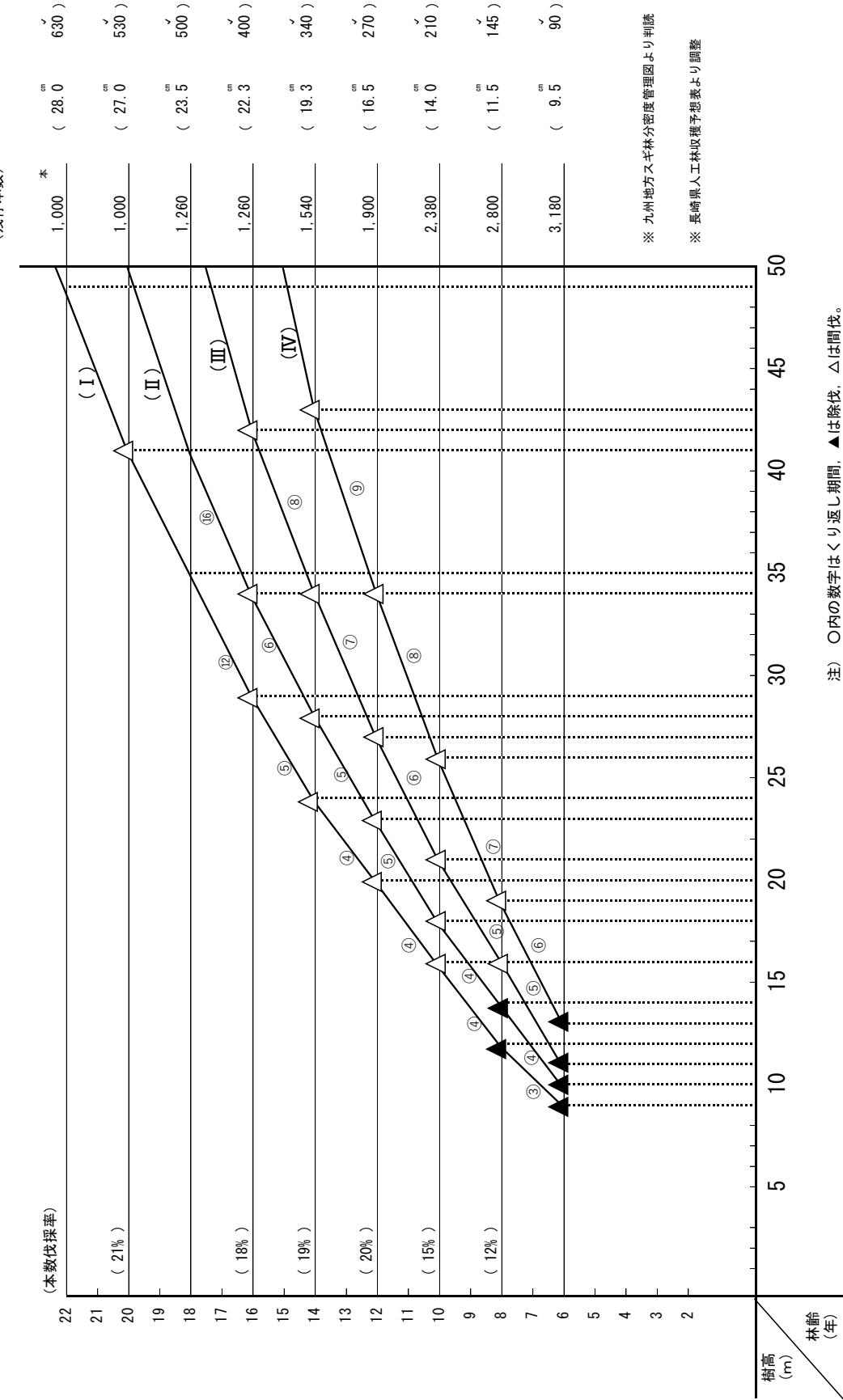
区分	森林簿				更新対象面積	伐採年	伐採後経過年	プロット番号	備考
	林班	小班	枝番	面積(ha)					
調査地									
調査結果	プロット1			プロット2			プロット3		
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)
調査結果	プロット4			プロット5			プロット6		
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(Cm)	樹種	本数	樹高(cm)
	判定 (複数選択 し判定して よい)	A	A 天然更新完了						
	B	B 天然更新一部完了(面積 ha)							
	C	C 天然更新補助作業(面積 ha、作業種)実施							
	D	D 植栽(面積 ha)実施							
添付資料 その他	1 森林計画図に伐採箇所を図示したもの 2 目視の場合は、遠景・近景の写真1部 3 完了確認調査は、2人以上の編成で実施すること								

※ 伐区毎に別葉とする

(2) 間伐指針表

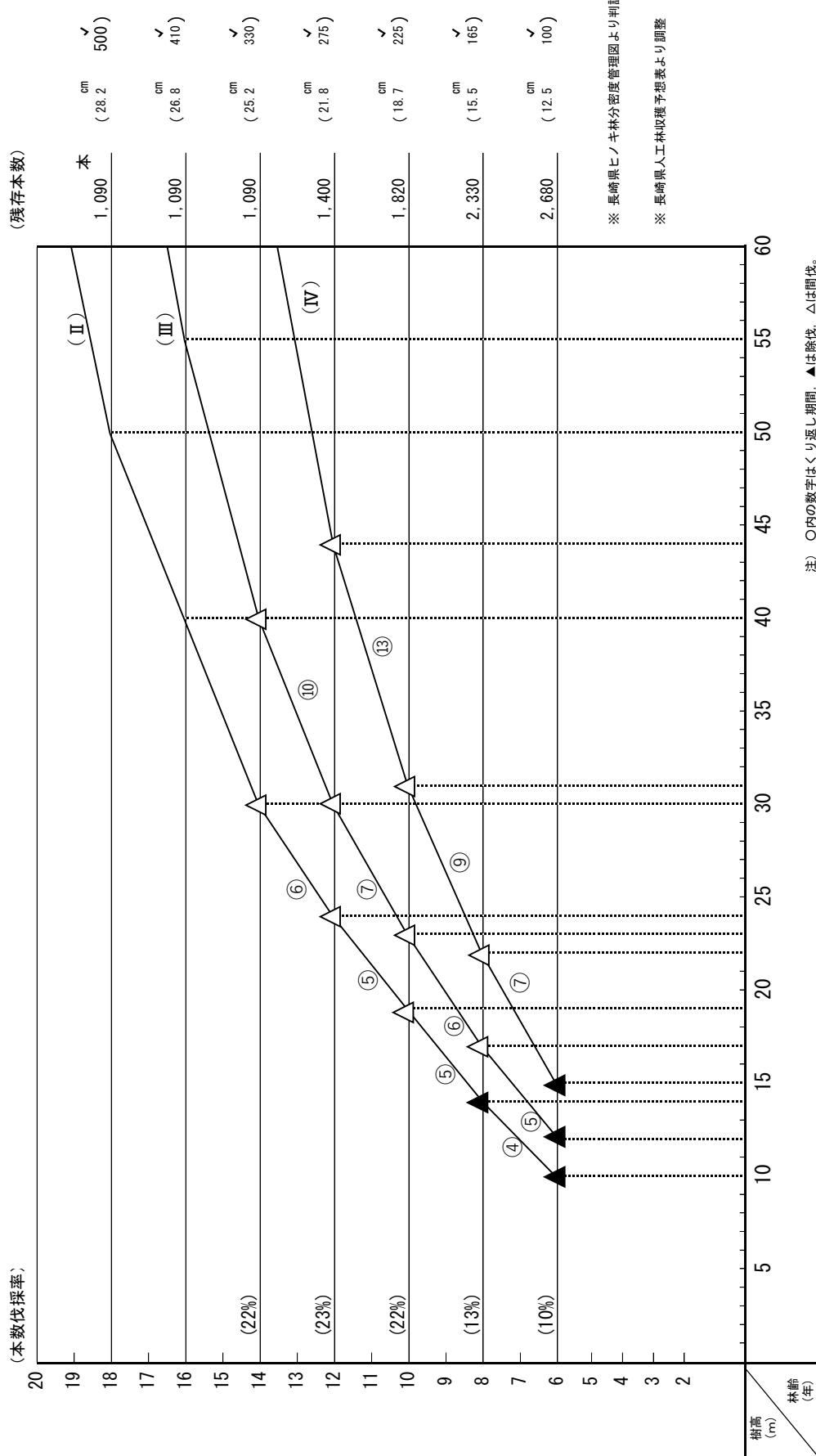
付表 1

間伐指針表－スギ(初期本数 3,500本)



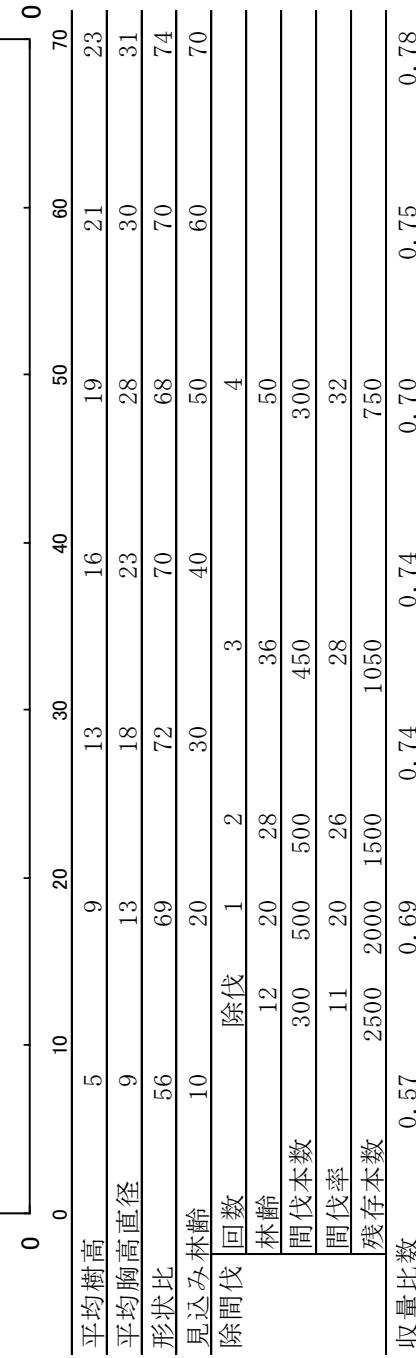
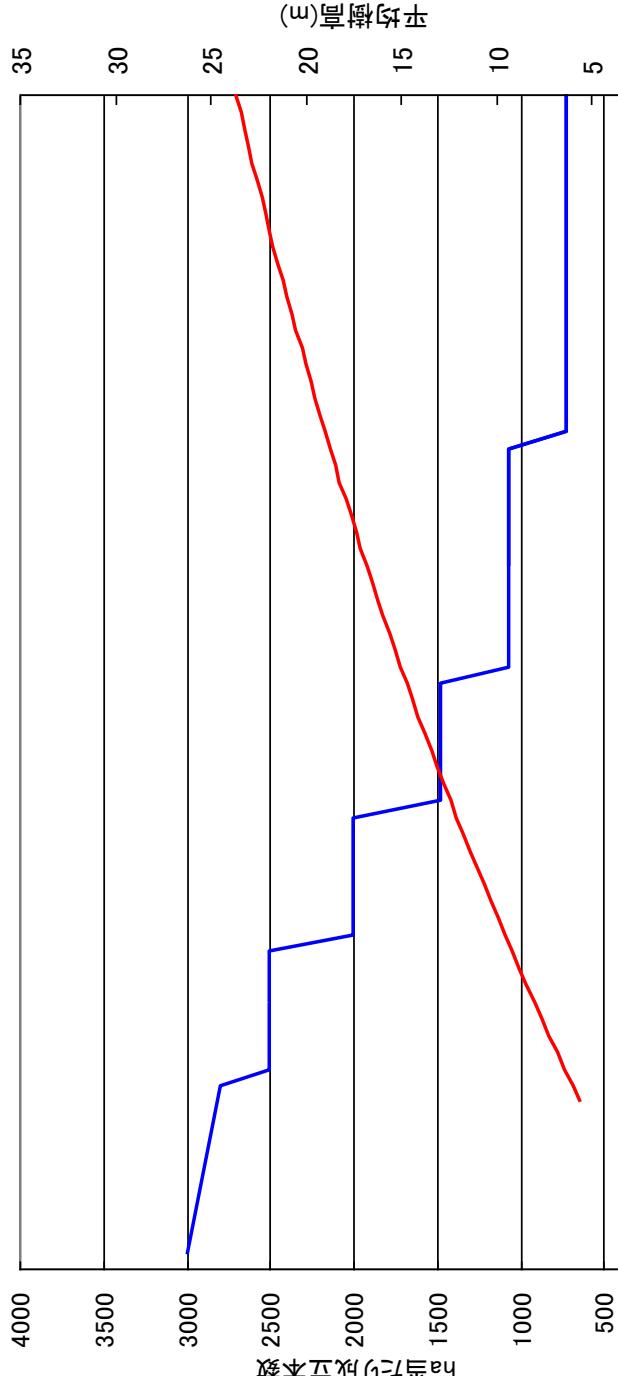
付表 2

間伐指針表 ヒノキ(初期設定 3,500本)



(3)スギ・ヒノキ施業体系図

長崎県スギ人工林 施業体系 地位3

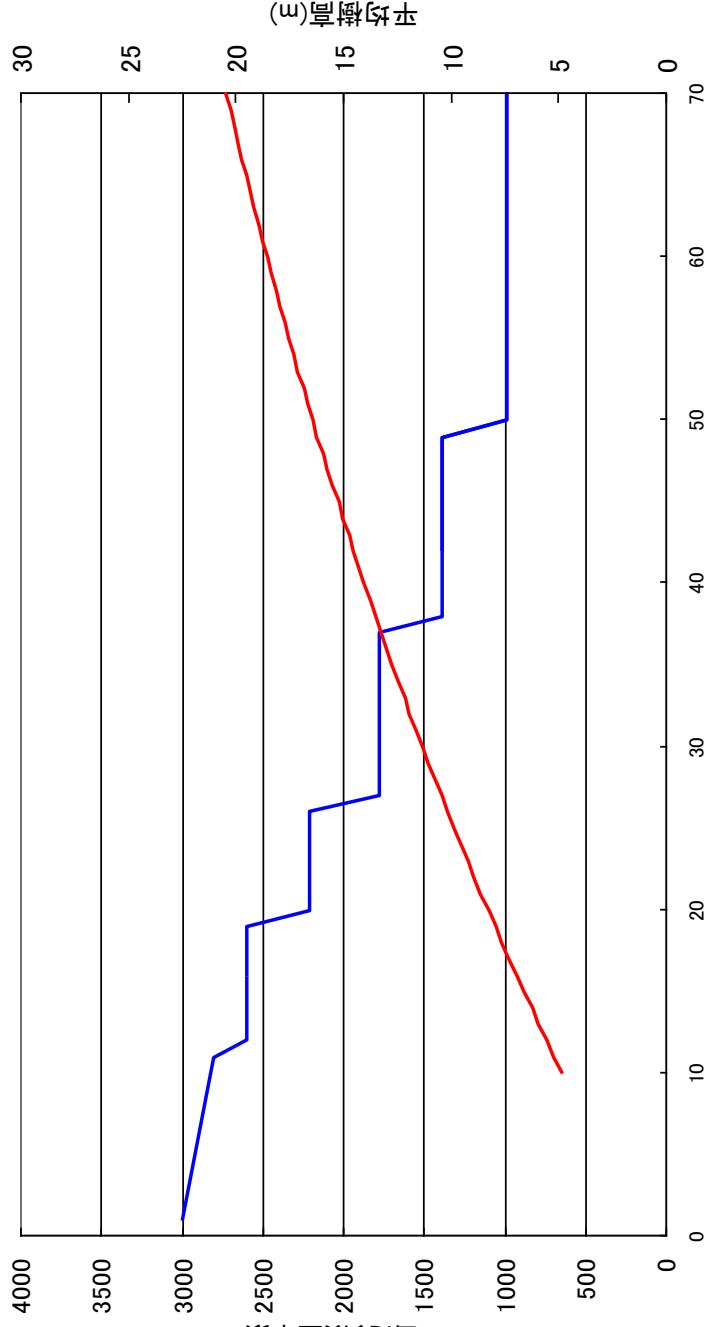


適用基準
長崎県スギ人工林地位指數曲線(H22.3)
九州地方スギ人工林林分密度管理図(S55.3)

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- ②伐期齢70年時の収量比数を高くする。
- ③間伐回数をできるだけ少なくする。
- ④利用間伐を2回実施する。

長崎県スギ人工林 施業体系 地位4



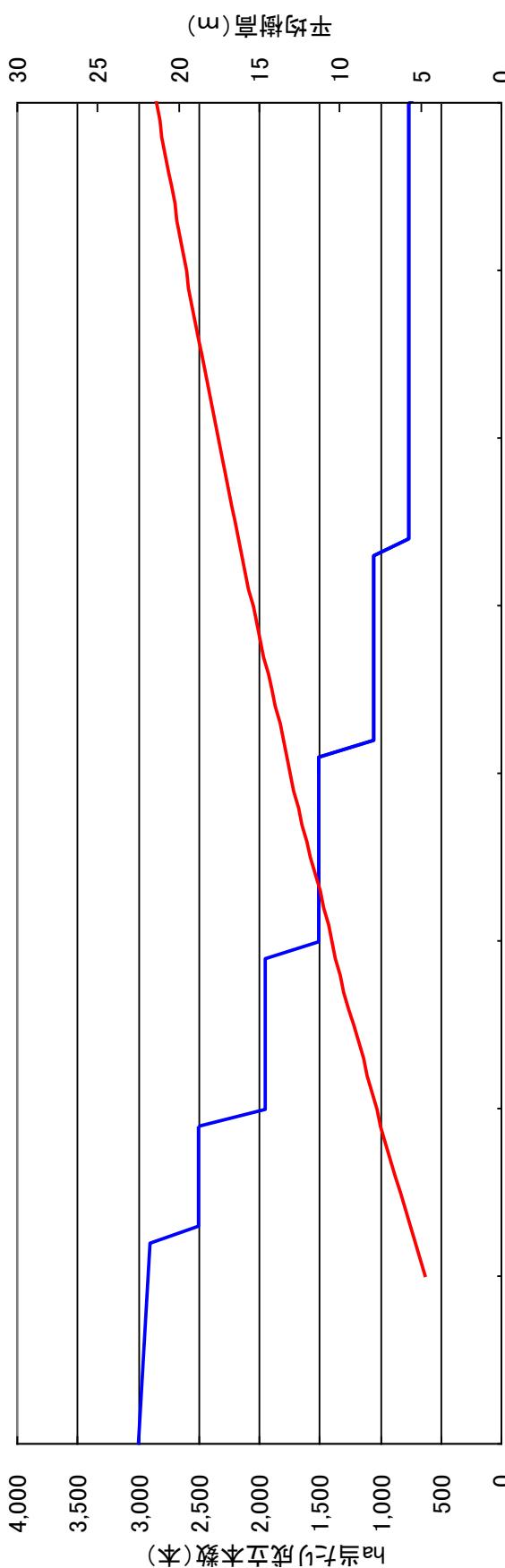
	平均樹高	平均胸高直径	形狀比	見込み林齢	除伐	間伐本数	間伐率	残存本数	収量比数
平均樹高直徑	4	8							
平均胸高直径	8	13							
形狀比	50	62	50	10	12	200	7	2600	0.48
見込み林齢				除伐	20	400	15	2200	0.64
回数				林齢	27	400	20	1800	0.71
除伐				林齢	30	400	22	1400	0.73
間伐				間伐	38	400	29	1000	0.70
本数				率	40	400			0.75
					50				0.79

適用基準
長崎県スギ人工林地位指數曲線(H22.3)
九州地方スギ人工林林分密度管理図(S55.3)

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- ②伐期齢70年時の収量比数を高くする。
- ③間伐回数をできるだけ少なくする。
- ④利用間伐を2回実施する。

長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位3



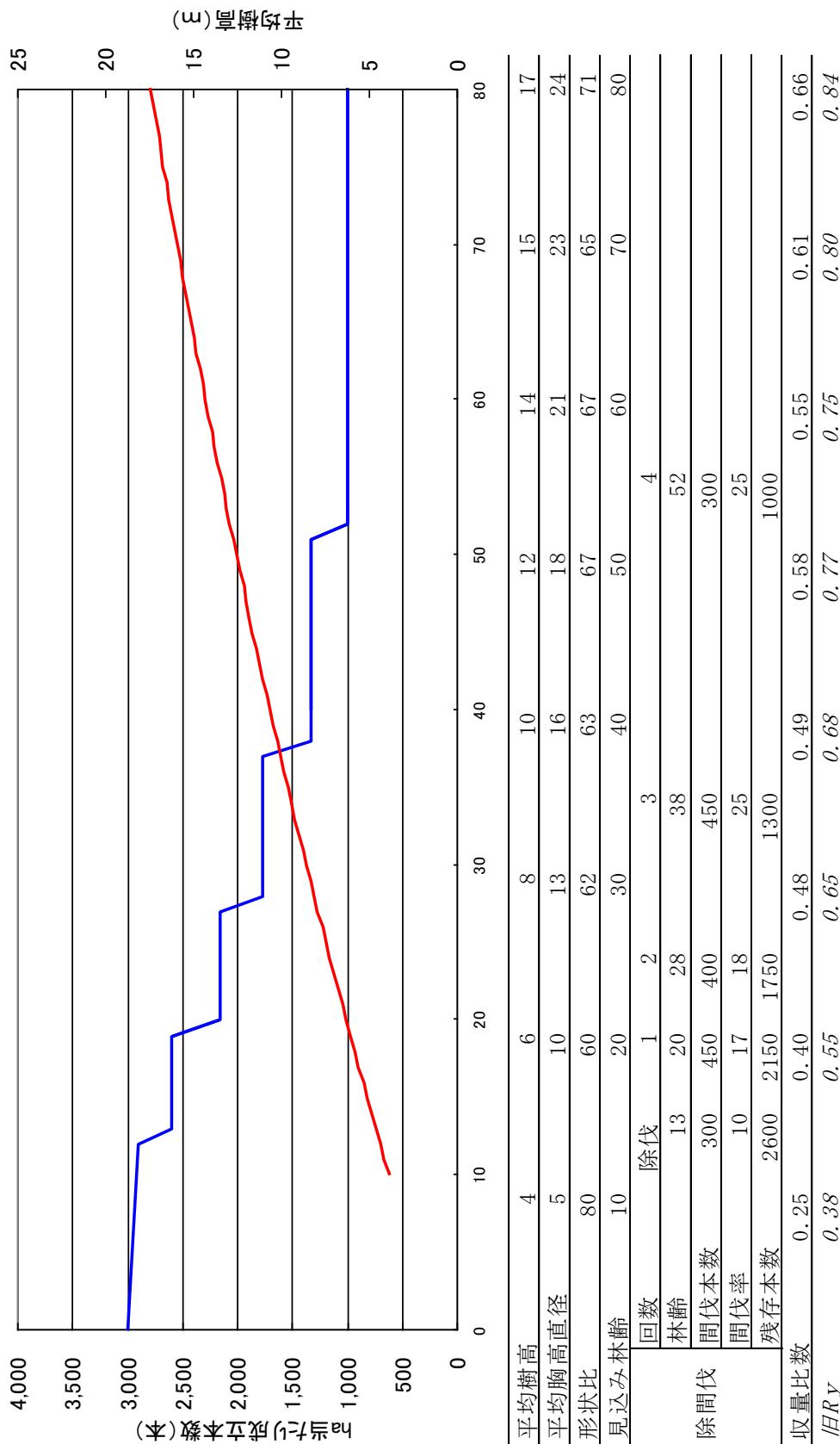
	0	10	20	30	40	50	60	70	80
平均樹高	5	8	10	13	15	17	19	21	
平均胸高直径	7	12	16	18	22	26	28	30	
形狀比	71	67	63	72	68	65	68	70	
見込み林齢	10	20	30	40	50	60	70	80	
回数	除伐	1	2		3	4			
林齡	13	20	30		42	54			
間伐本数	400	550	450		450	300			
間伐率	13	22	23		30	28			
残存本数	2500	1950	1500		1050	750			
収量比数	0.34	0.47	0.53	0.65	0.61	0.60	0.62	0.67	
/HR _Y	0.48	0.63	0.71	0.81	0.80	0.78	0.83	0.86	

注)参考までに旧密度管理図のRYを示しております。

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
 - ②伐期齢80年時の収量比数を高くする。
 - ③間伐回数をできるだけ少なくする。
 - ④利用間伐を2回実施する。
- 適用基準
長崎県ヒノキ人工林地位指數曲線(H22.3)
長崎県ヒノキ人工林林分密度管理図(H22.3)

長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位4



注)参考までに1日密度管理図のRyを示しております。

適用基準

長崎県ヒノキ人工林地位指數曲線(H22.3)
長崎県ヒノキ人工林林分密度管理図(H22.3)

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- ②伐期80年時の収量比数を高くする。
- ③間伐回数をできるだけ少なくする。
- ④利用間伐を2回実施する。

6 その他

(4) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安（千m ³ ）
188

第2表 持続的伐採可能量（年間）に応じた必要な再造林率

単位 再造林率：% 材積：千m³

持続的伐採可能量	間伐材を加えた伐採可能量	必要な再造林率
188	287	100
169	268	90
150	249	80
131	230	70
113	212	60
94	193	50
75	174	40
56	155	30
38	137	20
19	118	10

- 1) 「持続的伐採可能量」は、令和3年6月15日閣議決定された「森林・林業基本計画」に「森林資源の保続が可能な主伐量の上限 の検討等を進める」との方針を受け再造林率も踏まえて設定することとなったもの。
- 2) 本表は、育成单層林として維持すべき森林を対象に、Ⅱ第3の1の（2）で示す標準伐期齢を超える林齢の資源について、資源量を持続的に維持していくことが可能な伐採量の上限として算出される量（理論値）である。
- 3) 第1表の計算方法は、次のとおり。

$$E = Z_w + (V_w - V_n) / T_a$$

E : 主伐（皆伐）材積の目安
 T_a : 更新期間
 Z_w : 対象森林の期首時の年間成長量
 V_w : 対象森林の期首時の立木材積
 V_n : 基準立木材積（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）